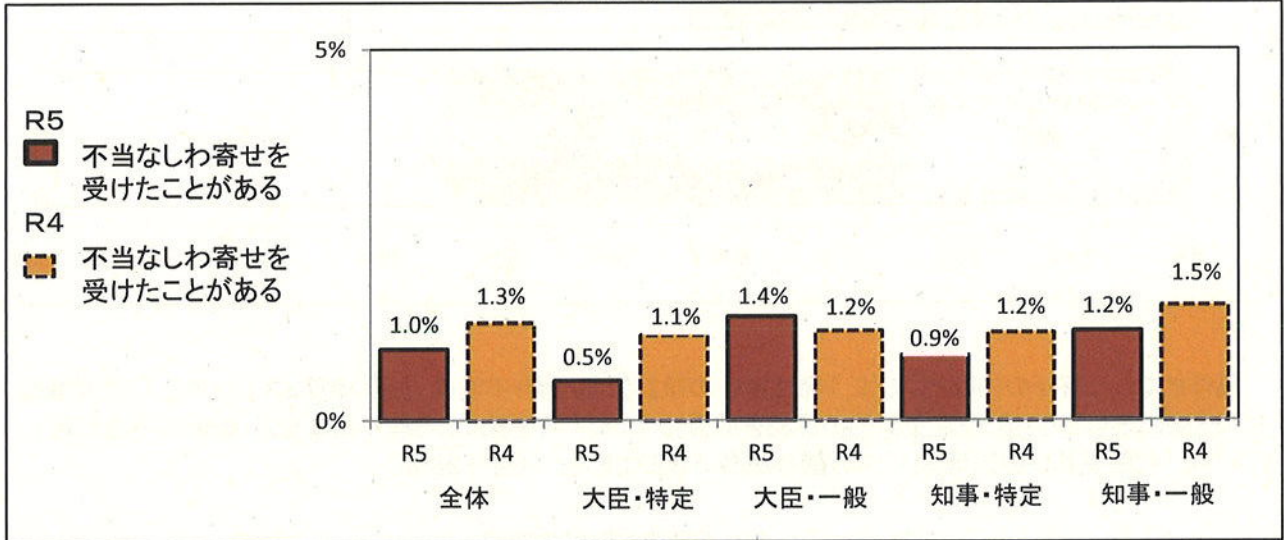


2.4 発注者(施主)による元請負人へのしわ寄せの状況

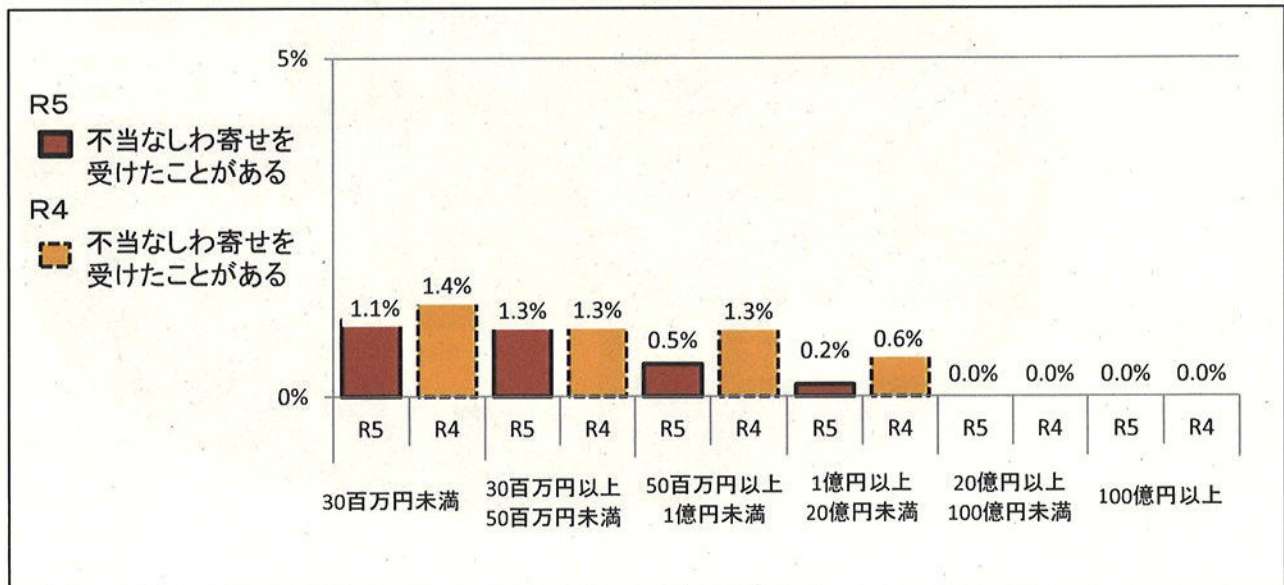
元請負人として建設工事を発注者(施主)から直接受注したことがある6,968業者のうち、発注者(施主)から「不当なしわ寄せを受けたことがある」と回答した建設業者は67業者(しわ寄せ率1.0%(昨年度(1.3%))でした。(図-28(a))

図-28 発注者(施主)による元請負人へのしわ寄せの状況
(a) 許可区分別



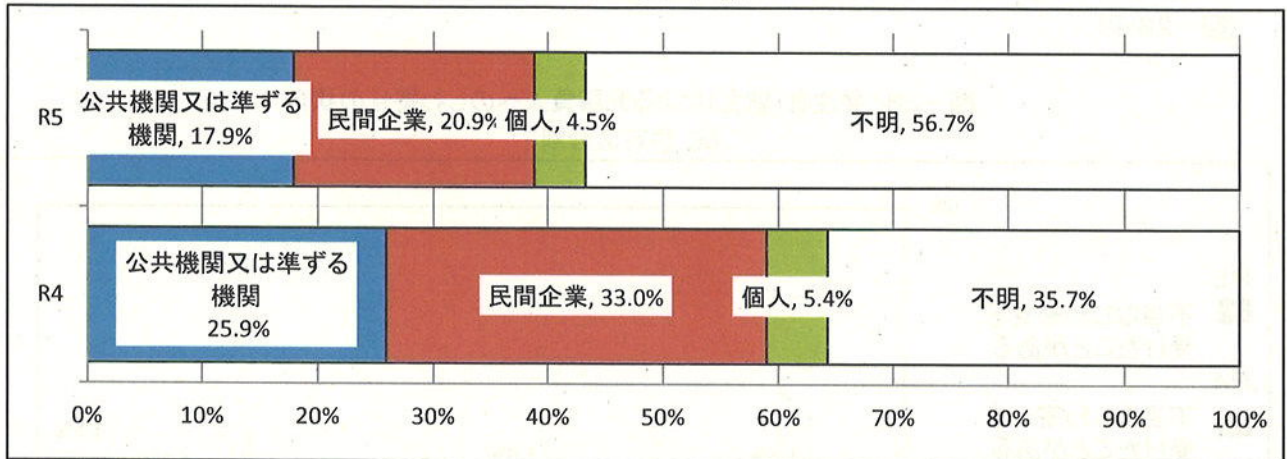
資本金階層別では、資本金規模の小さい建設業者ほどしわ寄せ率が高い傾向にあります。(図-28(b))

(b) 資本金階層別



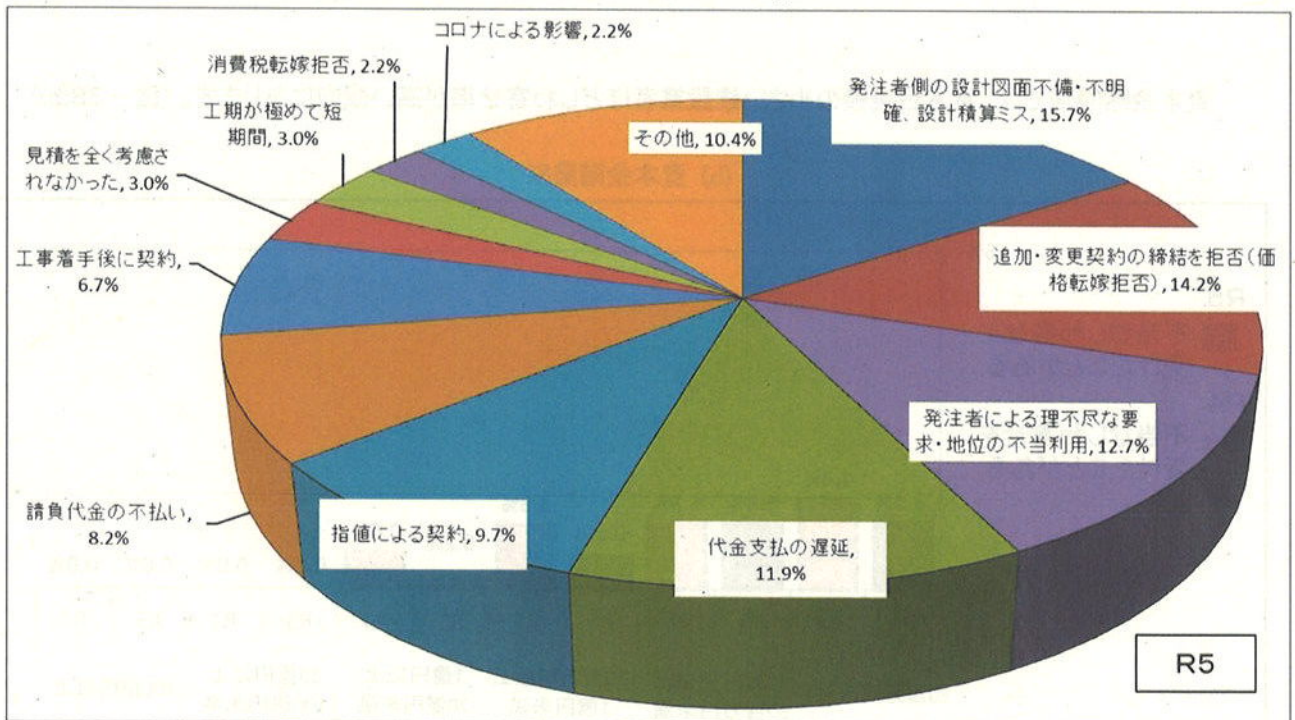
発注者の内訳としては、「公共機関又は準ずる機関」が 17.9%、「民間企業」が 20.9%と、昨年度と同様に民間企業の割合が高い結果となりました。(図-28(c))

(c) 発注者の内訳



具体的なしわ寄せの内容としては、「発注者側の設計図面不備・不明確、設計積算ミス」(15.7%)、「(資材等価格の高騰などによる)追加・変更契約の締結を拒否」(14.2%)、「発注者による理不尽な要求・地位の不当利用」(12.7%)、「代金支払いの遅延」(11.9%)の割合が高い状況でした。(図-28(d))

(d) 不適正な取引の内容



また、平成27年度より、公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)違反が疑われる公共工事の発注者の行為に対する相談などを総合的に受け付ける「建設業フォローアップ相談ダイヤル」が開設されています。本ダイヤルについて「知っている」との回答は36.2%(昨年度37.8%)であり、約6割が認知していない状況でした。(図-29(a))

「知っている」と回答した建設業者が認知したきっかけとしては、「所属団体からの通知」(45.8%)、「国交省ホームページ」(35.9%)の割合が高くなっています。(図-29(b))

図-29(a)

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の認知状況

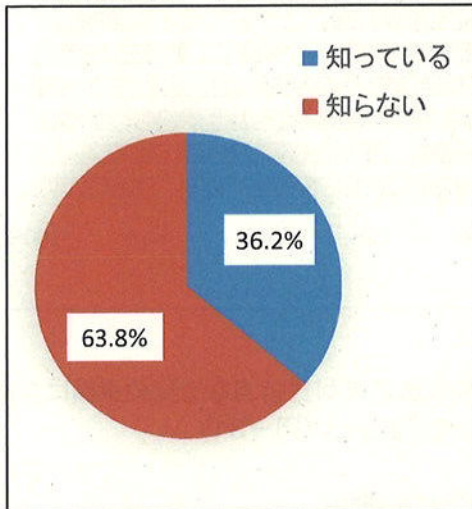
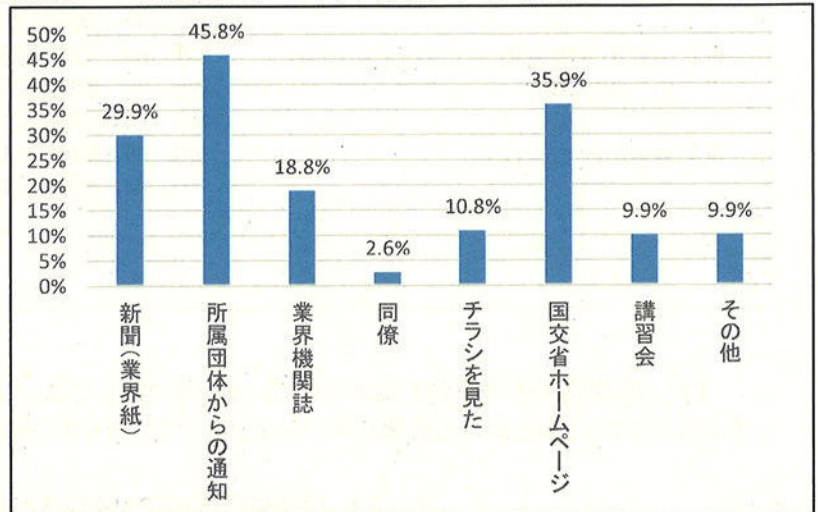


図-29(b)

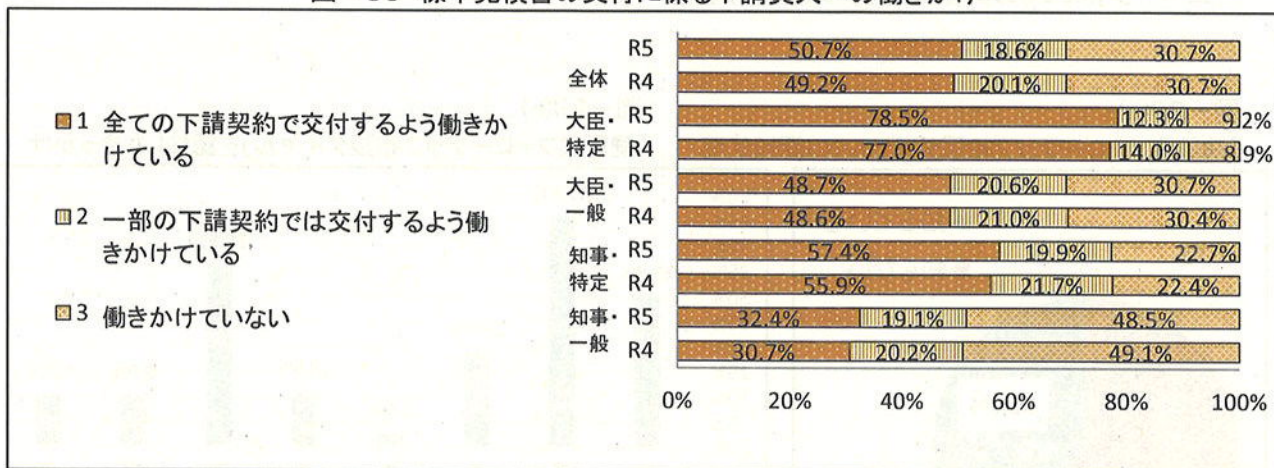
「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を認知したきっかけ



2.5 法定福利費を内訳明示した見積書(標準見積書)・請負代金内訳書の活用状況について

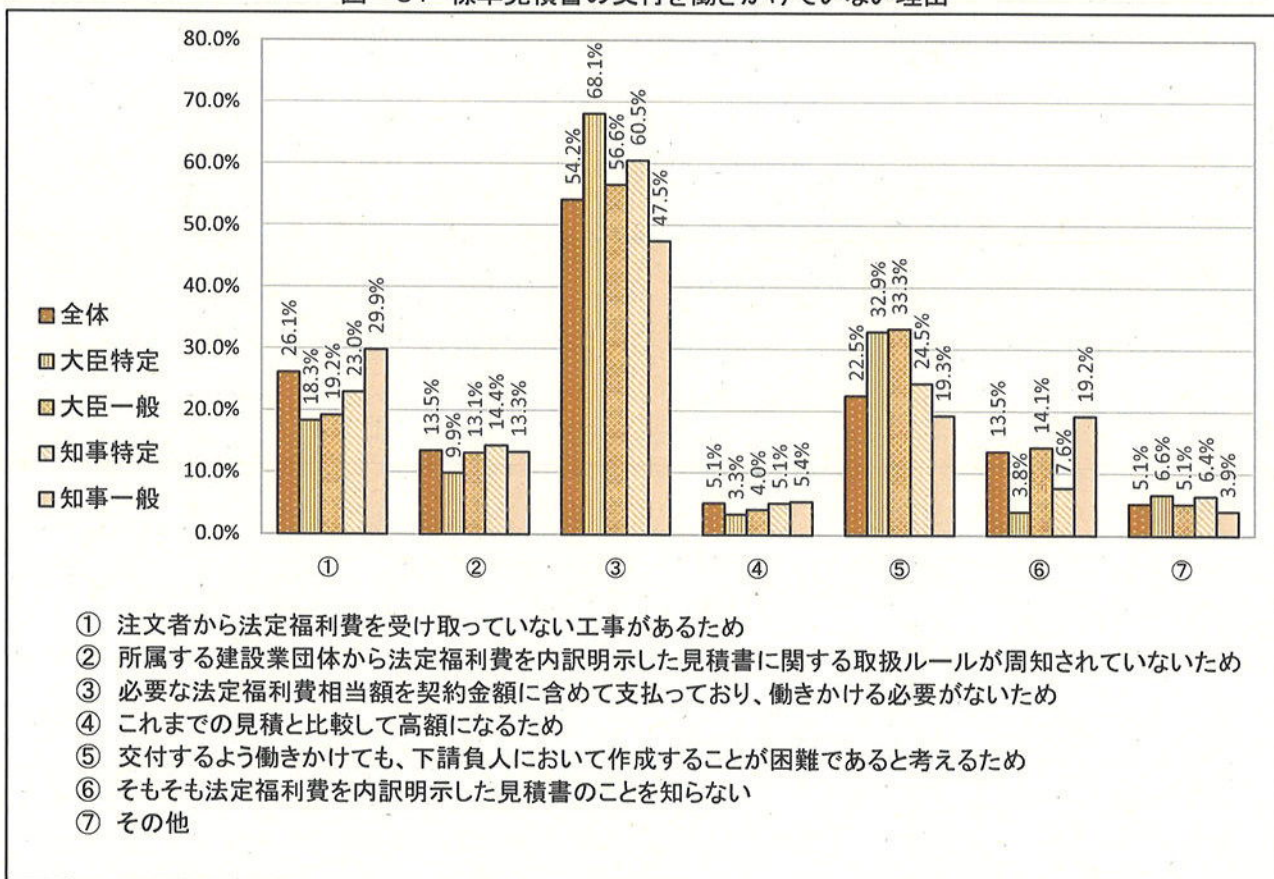
元請負人が下請負人に対し、標準見積書の交付を「全ての下請契約で働きかけている」又は「一部の下請契約で働きかけている」との回答は合わせて69.3%(昨年度69.3%)で、昨年度とほぼ同様となりました。(図-30)

図-30 標準見積書の交付に係る下請負人への働きかけ



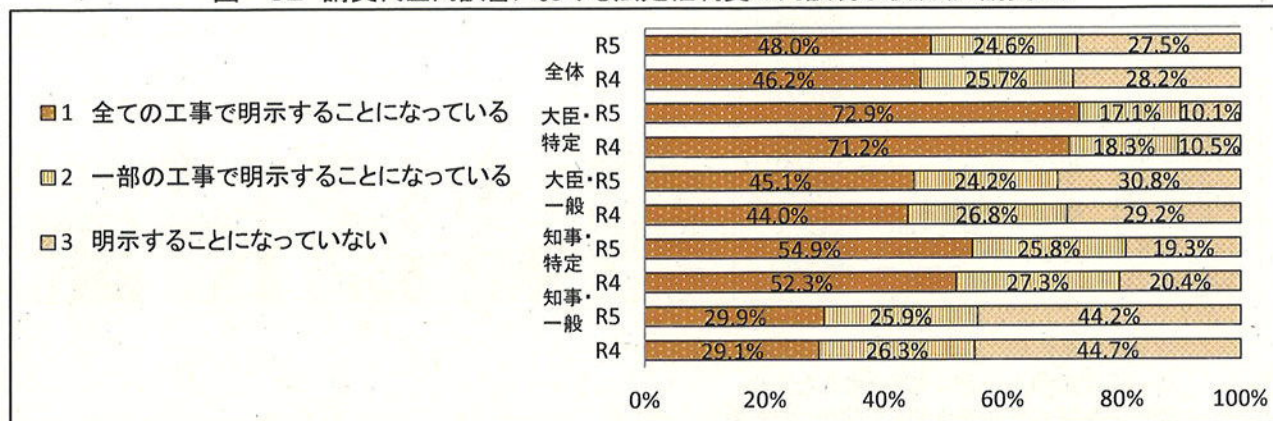
また、標準見積書の交付を働きかけていない理由としては、「必要な法定福利費相当額を契約金額に含めて支払っており、働きかける必要がないため」(54.2%)が最も多い結果となりました。(図-31)

図-31 標準見積書の交付を働きかけていない理由



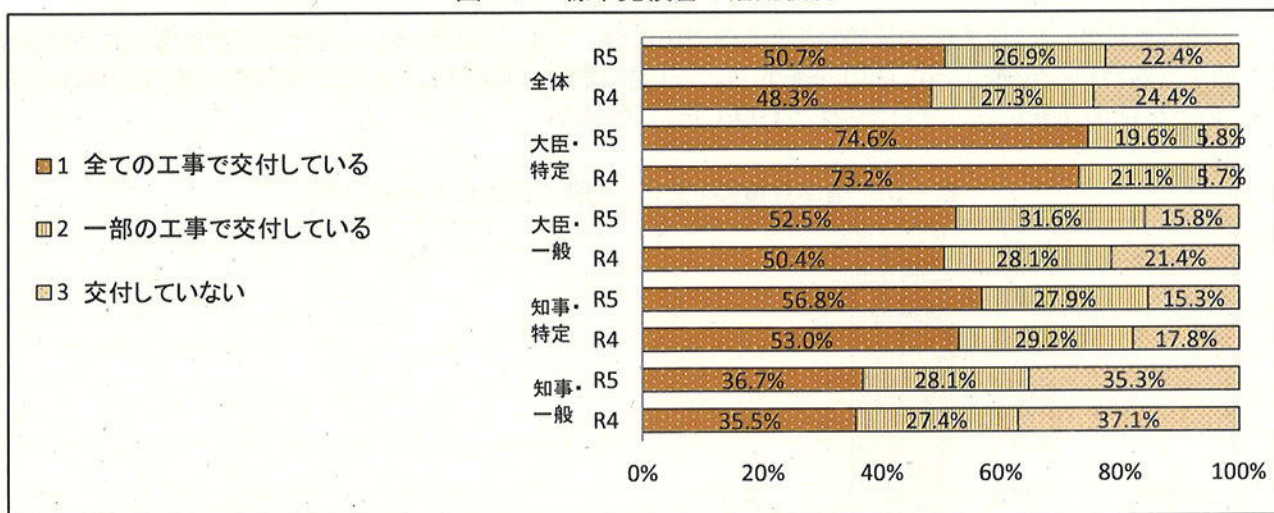
元請負人が下請契約において、請負代金内訳書に法定福利費を内訳明示している状況については、「全ての工事で明示することになっている」又は「一部の工事で明示することになっている」との回答は **72.6%**(昨年度 **71.9%**)でした。(図-32)

図-32 請負代金内訳書における法定福利費の内訳明示状況(元請負人)



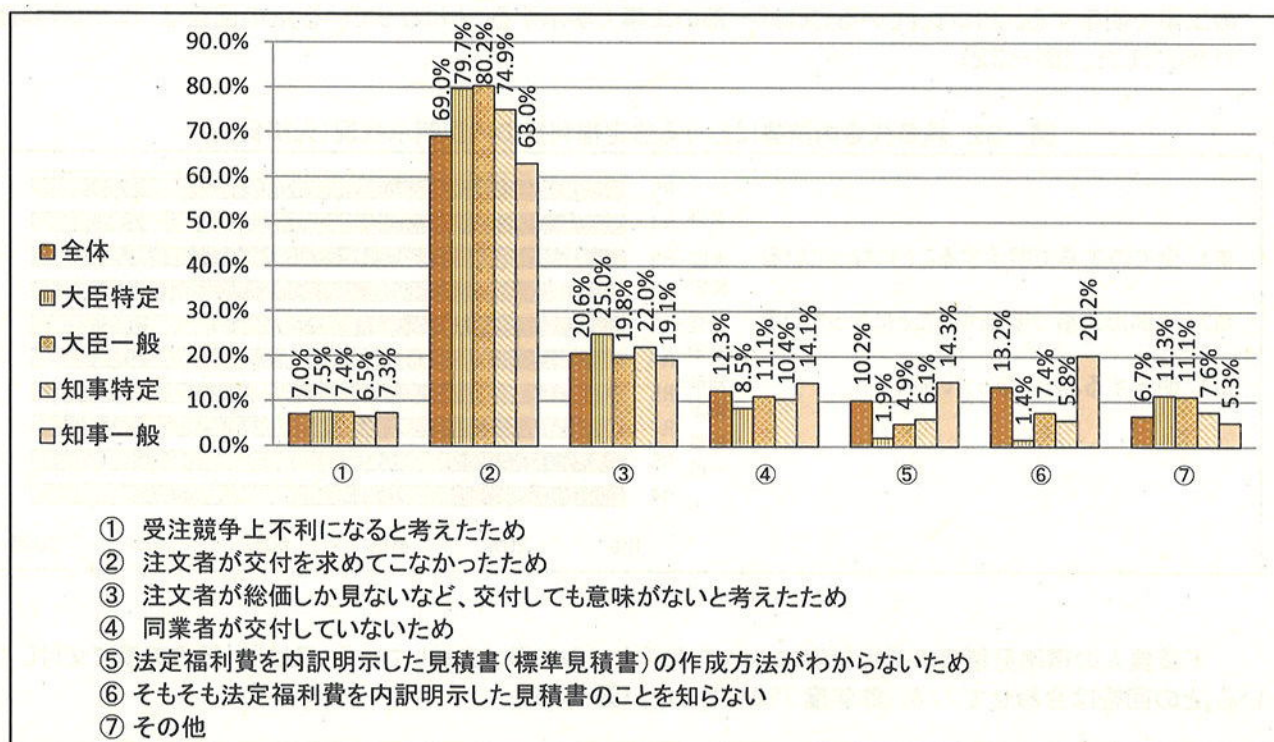
下請負人の標準見積書の活用状況については、「全ての工事で交付している」又は「一部の工事で交付している」との回答は合わせて **77.6%**(昨年度 **75.6%**)でした。(図-33)

図-33 標準見積書の活用状況



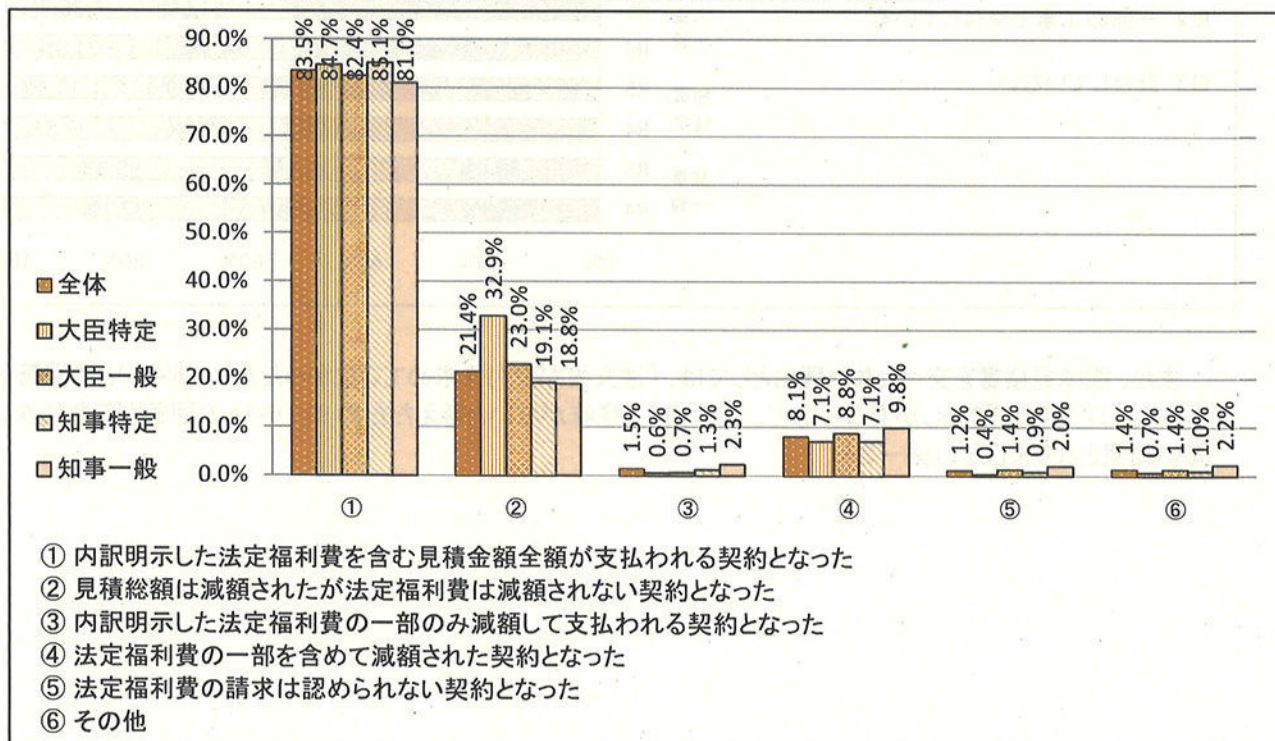
また、標準見積書を交付しない理由としては、「注文者が交付を求めてこなかったため」(**69.0%**)との回答が最も多く、「注文者が総価しか見ないなど、交付しても意味がないと考えたため」(**20.6%**)との回答がこれに次いで多い結果となりました。(図-34)

図-34 下請負人が標準見積書を交付しない理由



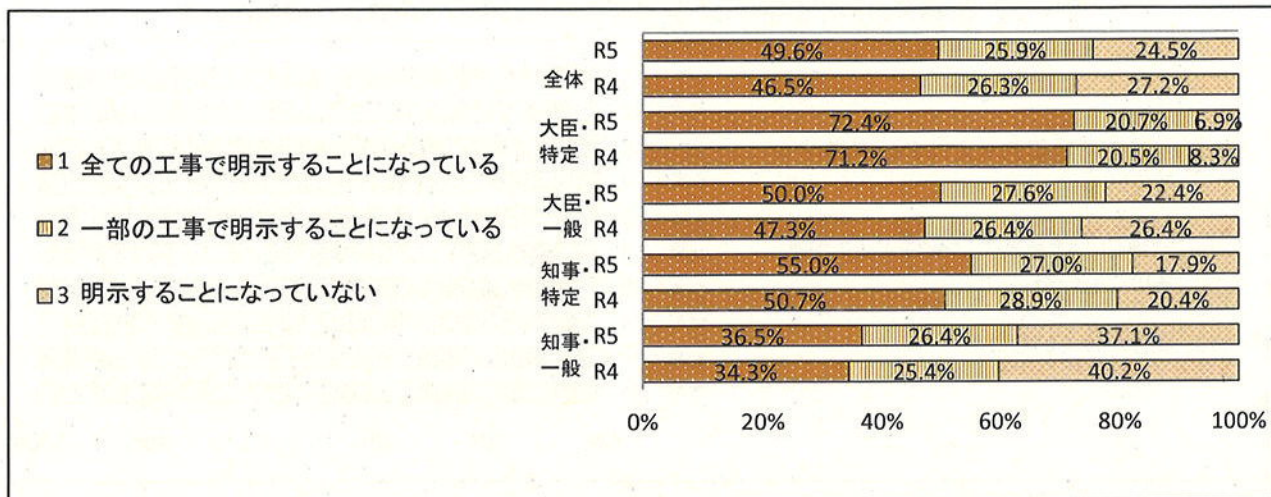
標準見積書を交付した際の元請負人からの対応については、「内訳明示した法定福利費を含む見積金額全額が支払われる契約となった」との回答が 83.5%、「見積総額は減額されたが法定福利費は減額されない契約となった」との回答が 21.4%という結果となりました。(図-35)

図-35 標準見積書を交付した際の元請負人からの対応



下請負人が元請負人との下請契約において、請負代金内訳書に法定福利費を内訳明示している状況については、「全ての工事で明示することになっている」又は「一部の工事で明示することになっている」との回答は75.5%(昨年度 72.8%)でした。(図-36)

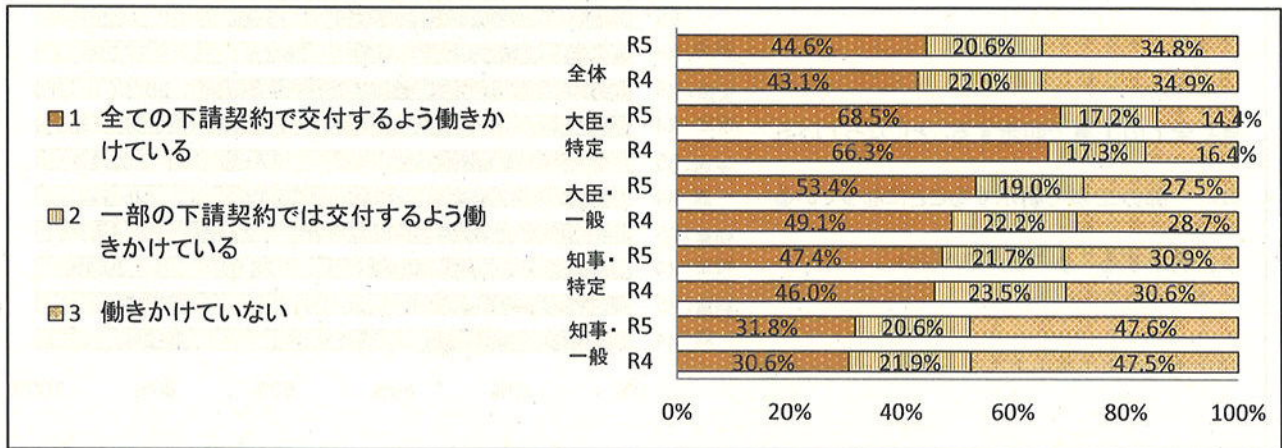
図-36 請負代金内訳書における法定福利費の内訳明示状況(下請負人)



2.6 労務費の内訳を明示した見積書の活用状況について

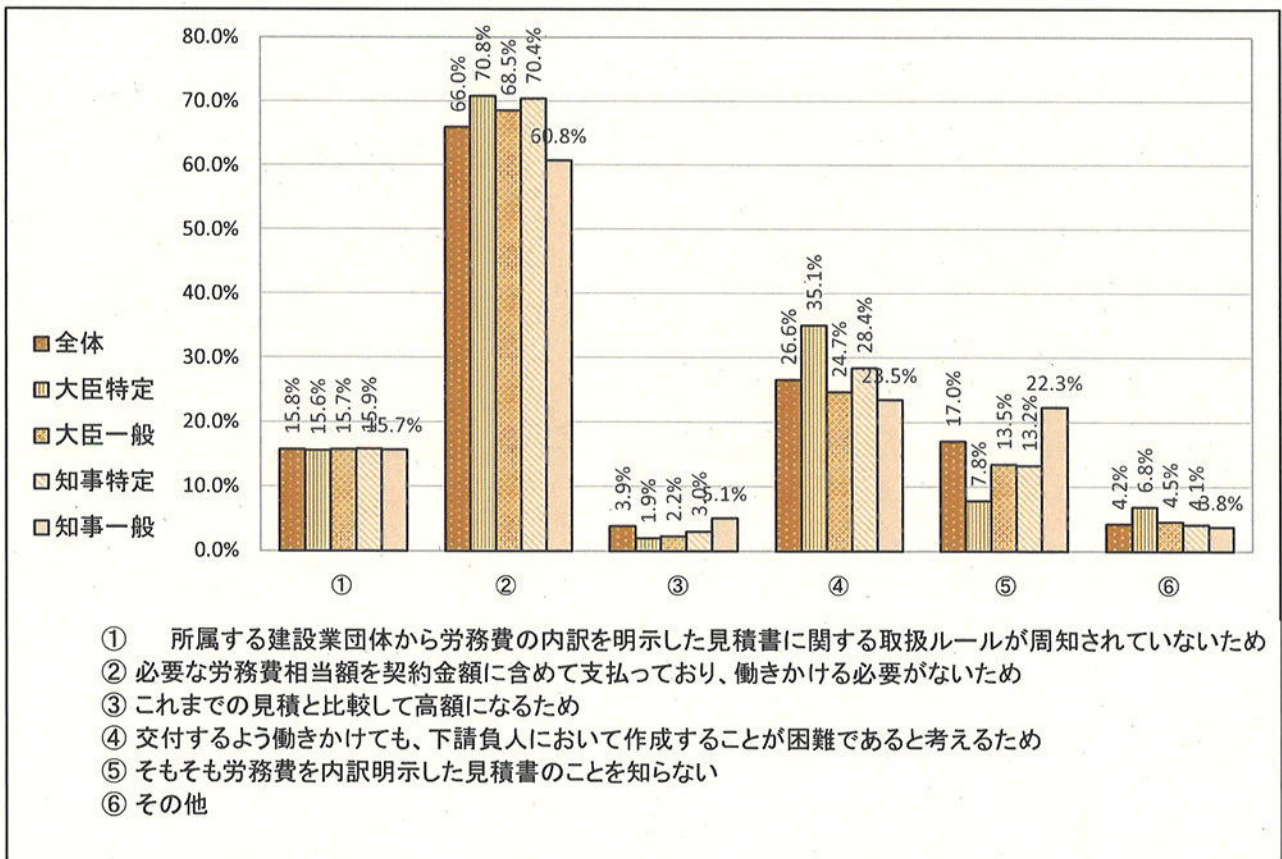
元請負人が下請負人に対し、労務費の内訳を明示した見積書の交付を「全ての下請契約で働きかけている」又は「一部の下請契約で働きかけている」との回答は **65.2%**(昨年度 **65.1%**)となりました。(図-37)

図-37 労務費の内訳を明示した見積書の交付に係る下請負人への働きかけ



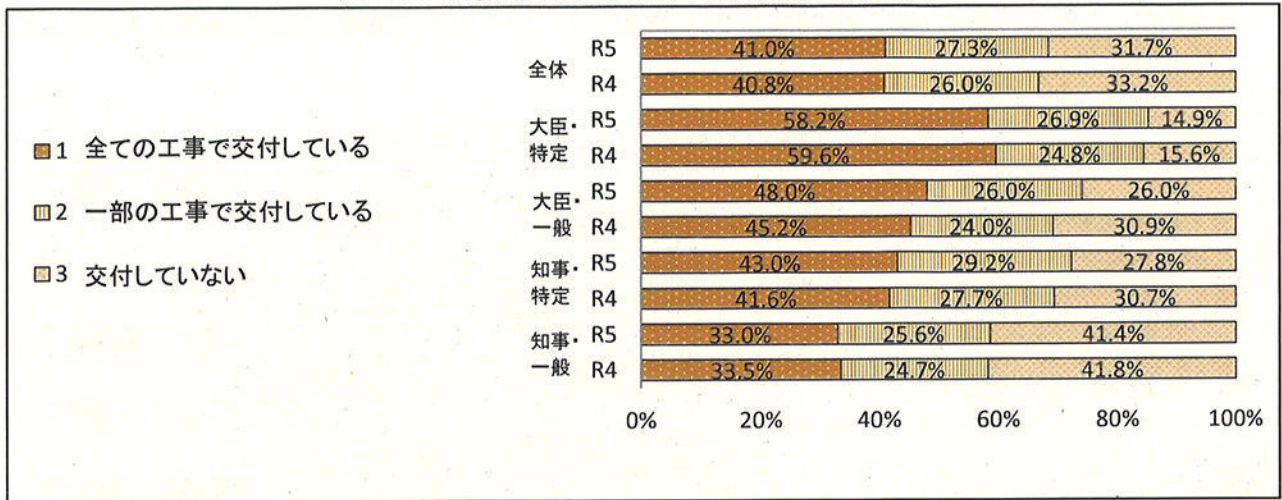
また、労務費の内訳を明示した見積書の交付を働きかけていない理由としては、「必要な労務費相当額を契約金額に含めて支払っており、働きかける必要がないため」(**66.0%**)が最も多い結果となりました。(図-38)

図-38 労務費の内訳を明示した見積書の交付を働きかけていない理由



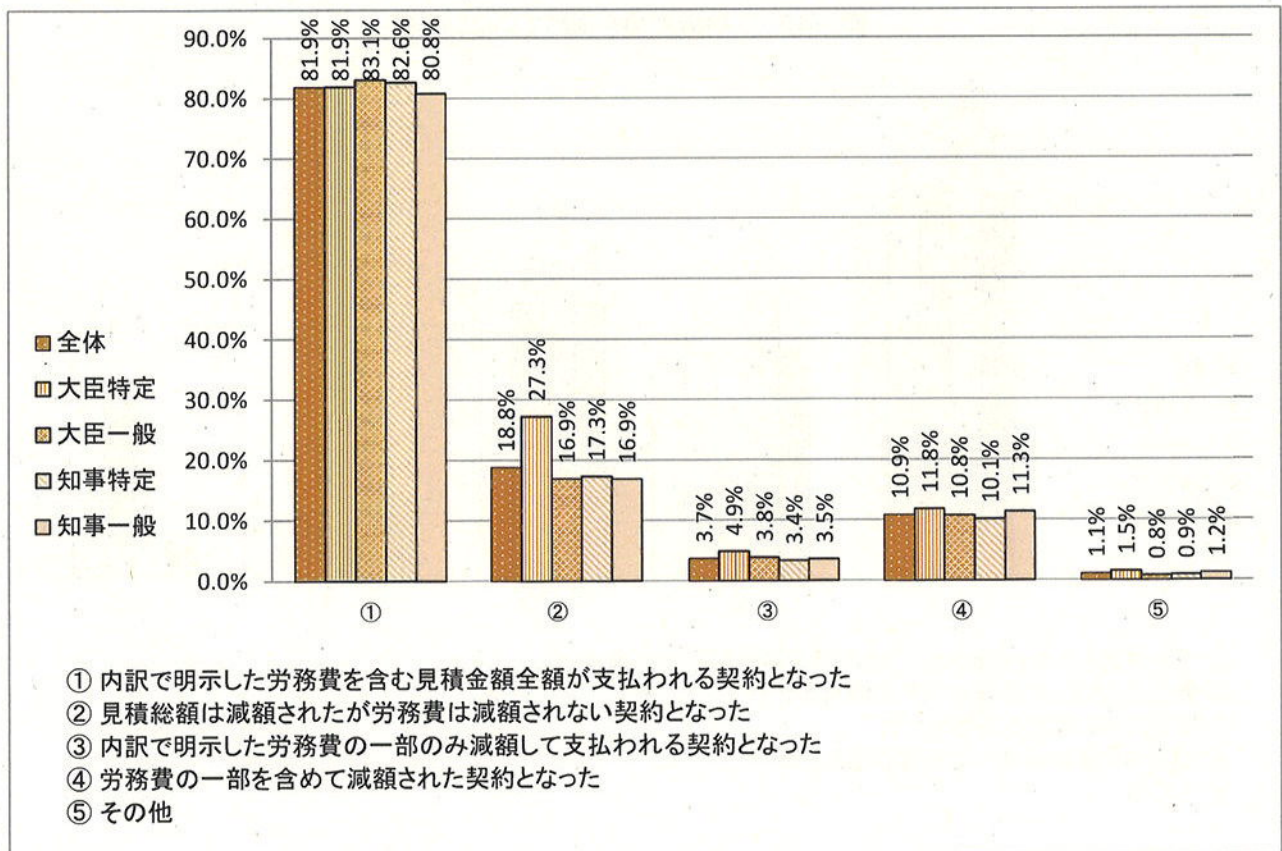
下請負人の労務費の内訳を明示した見積書の活用状況については、「全ての工事で交付している」又は「一部の工事で交付している」との回答は合わせて 68.3%(昨年度 66.8%)となりました。(図-39)

図-39 労務費の内訳を明示した見積書の活用状況



労務費の内訳を明示した見積書を交付した際の元請負人からの対応については、「内訳明示した法定福利費を含む見積金額全額が支払われる契約となった」との回答が 81.9%、「見積総額は減額されたが法定福利費は減額されない契約となった」との回答が 18.8%という結果となりました。(図-40)

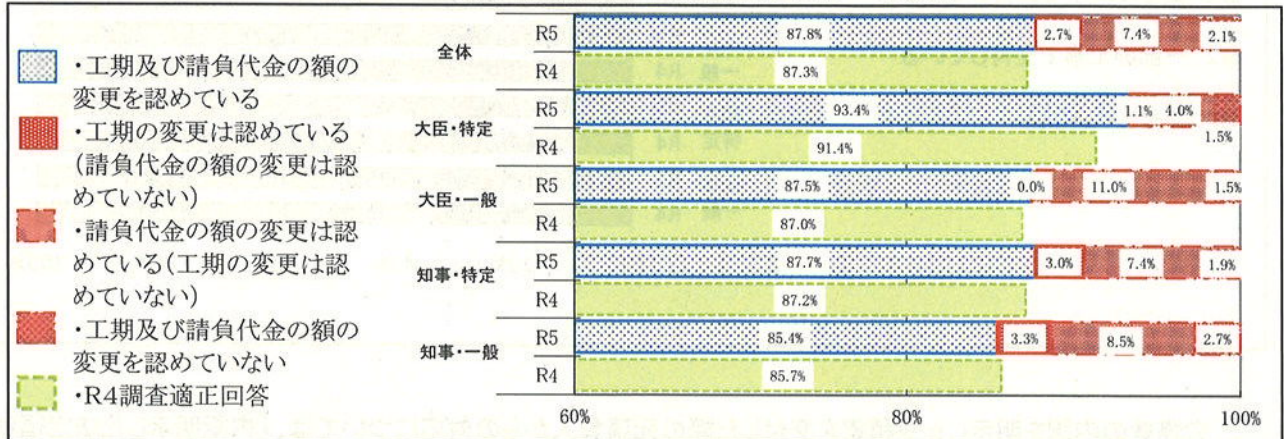
図-40 労務費の内訳を明示した見積書を交付した際の元請負人からの対応



2.7 工期設定、価格転嫁の状況（元請負人の立場）

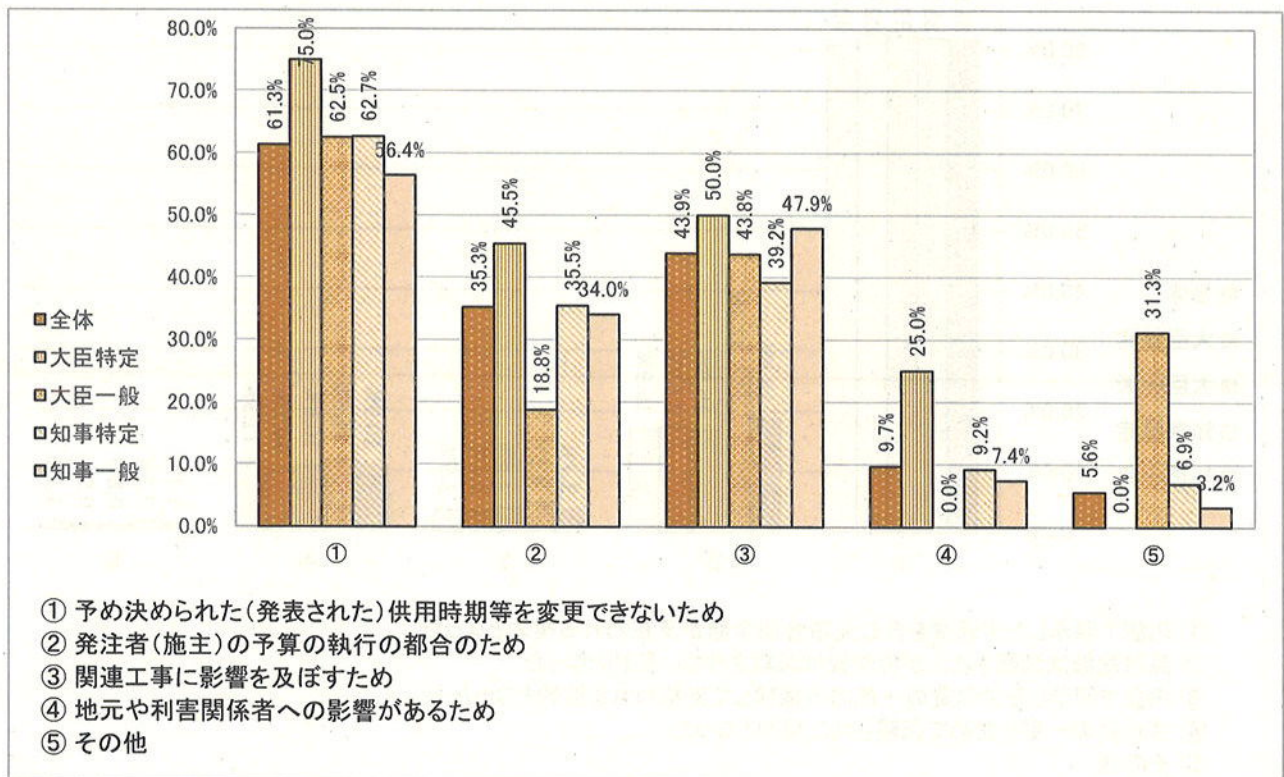
元請負人は、下請負人から資材等価格の高騰による工期又は請負代金の額の変更交渉があった際、両方認めているとの回答は87.8%(昨年度87.3%)、工期の変更のみ認めているとの回答は2.7%(昨年度3.0%)、請負代金の額の変更のみ認めているとの回答は7.4%(昨年度7.1%)と、ほとんどの場合で変更を認めている状況でした。(図-41)

図-41 工期又は請負代金の額の変更交渉への対応



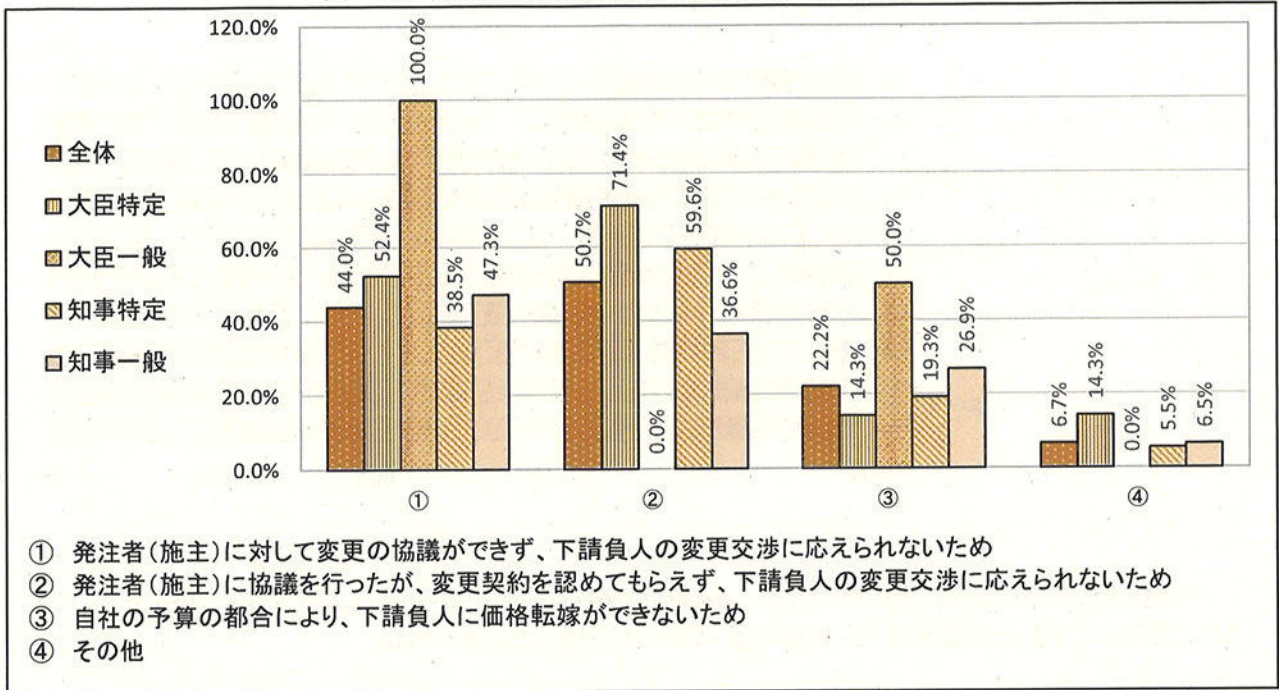
元請負人が下請負人から工期の変更交渉があった際に、工期の変更を認めていない理由は、「予め決められた(発表された)供用時期等を変更できないため」が61.3%、「関連工事に影響を及ぼすため」43.9%との回答が多い結果となりました。(図-42)

図-42 工期の変更を認めていない理由



元請負人が下請負人から請負代金の額の変更交渉があった際に、請負代金の額の変更を認めていない理由は、「発注者(施主)に協議を行ったが、変更契約を認めてもらえず、下請負人の変更交渉に応えられない」が 50.7%、「発注者(施主)に対して変更の協議ができず、下請負人の変更交渉に応えられない」が 44.0%、との回答が多い結果となりました。(図-43)

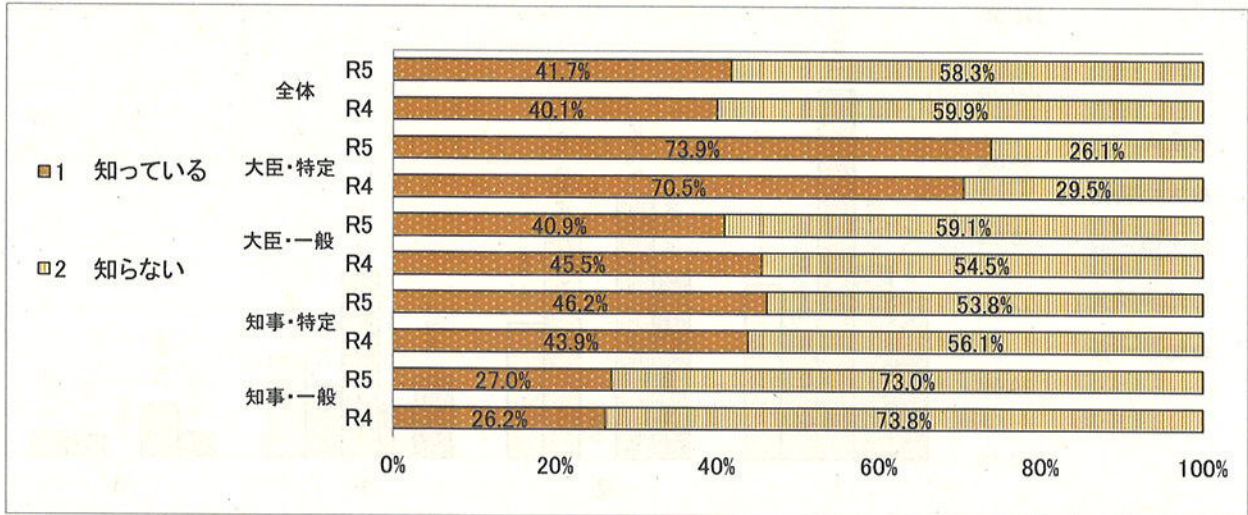
図-43 請負代金の額の変更を認めていない理由



2.8 工期設定の状況（下請負人の立場）

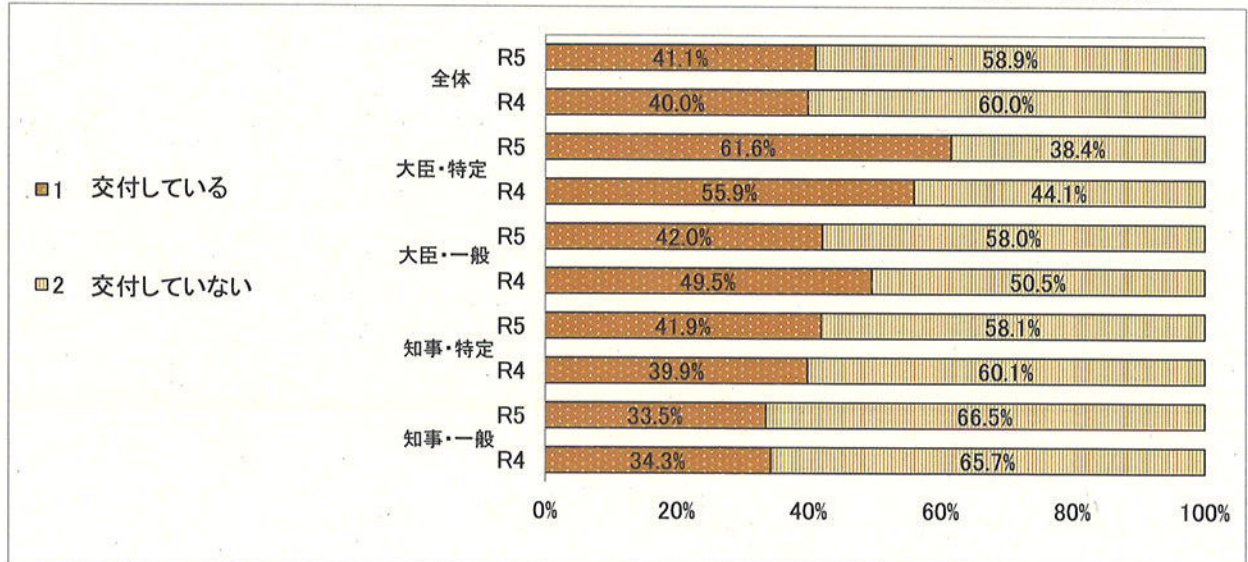
工期に関する基準(令和2年7月20日中央建設業審議会)を知っていると回答した建設業者は41.7%と、約6割が工期に関する基準を知らない状況でした。(図-44)

図-44 工期に関する基準の認知状況



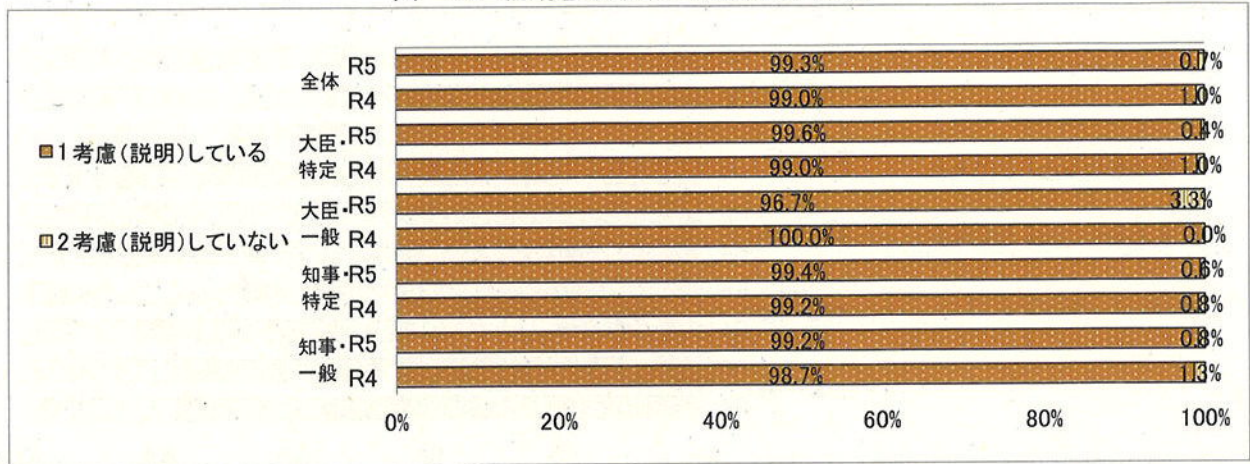
下請負人の工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにした見積書の活用状況については、「交付している」との回答は41.1%(昨年度40.0%)となりました。(図-45)

図-45 工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにした見積書の活用状況



下請負人は元請負人に見積書を交付する際、資材の納期の長期化が見られる場合に、納期を考慮した工期の設定を行っている(元請負人に納期の長期化を説明している)と回答したのは 99.3%と、ほとんどの建設業者が考慮している状況でした。(図-46)

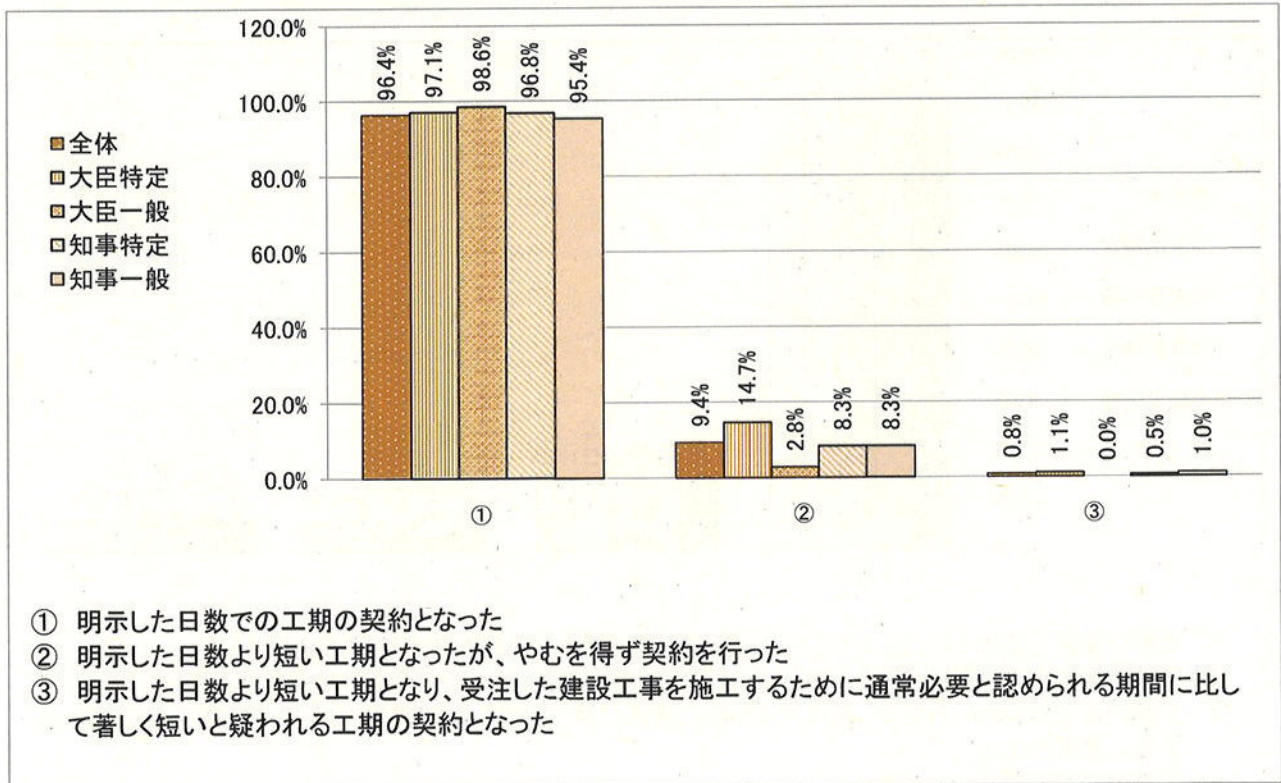
図-46 納期を考慮した工期の設定状況



工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにした見積書を交付した際の元請負人からの対応については、「明示した日数での工期の契約となった」との回答が 96.4%と、ほとんどの場合明示した日数通りで認められている状況でした。(図-47)

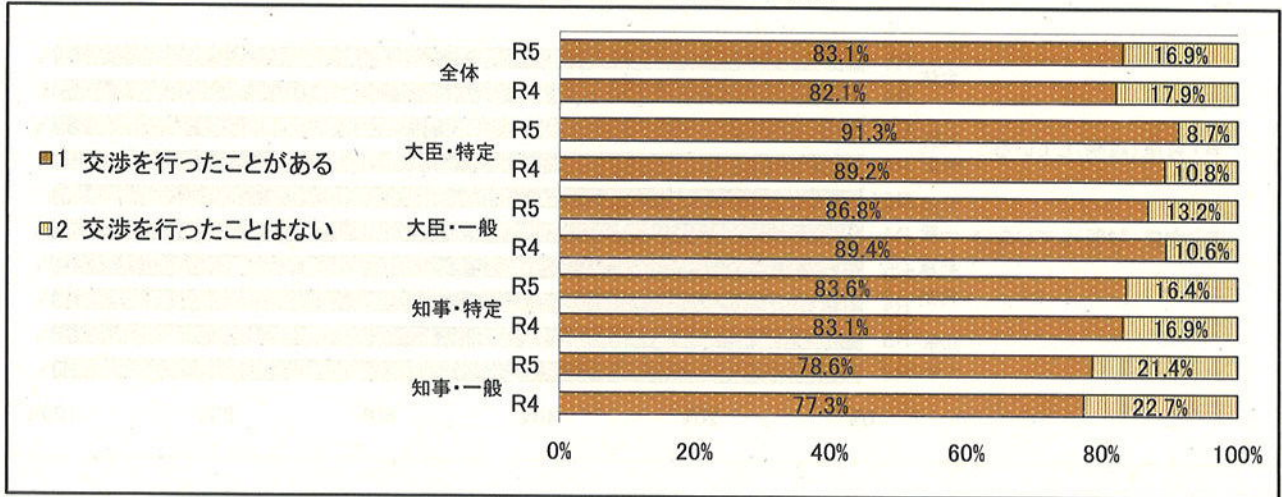
図-47

工期の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにした見積書を交付した際の元請負人からの対応



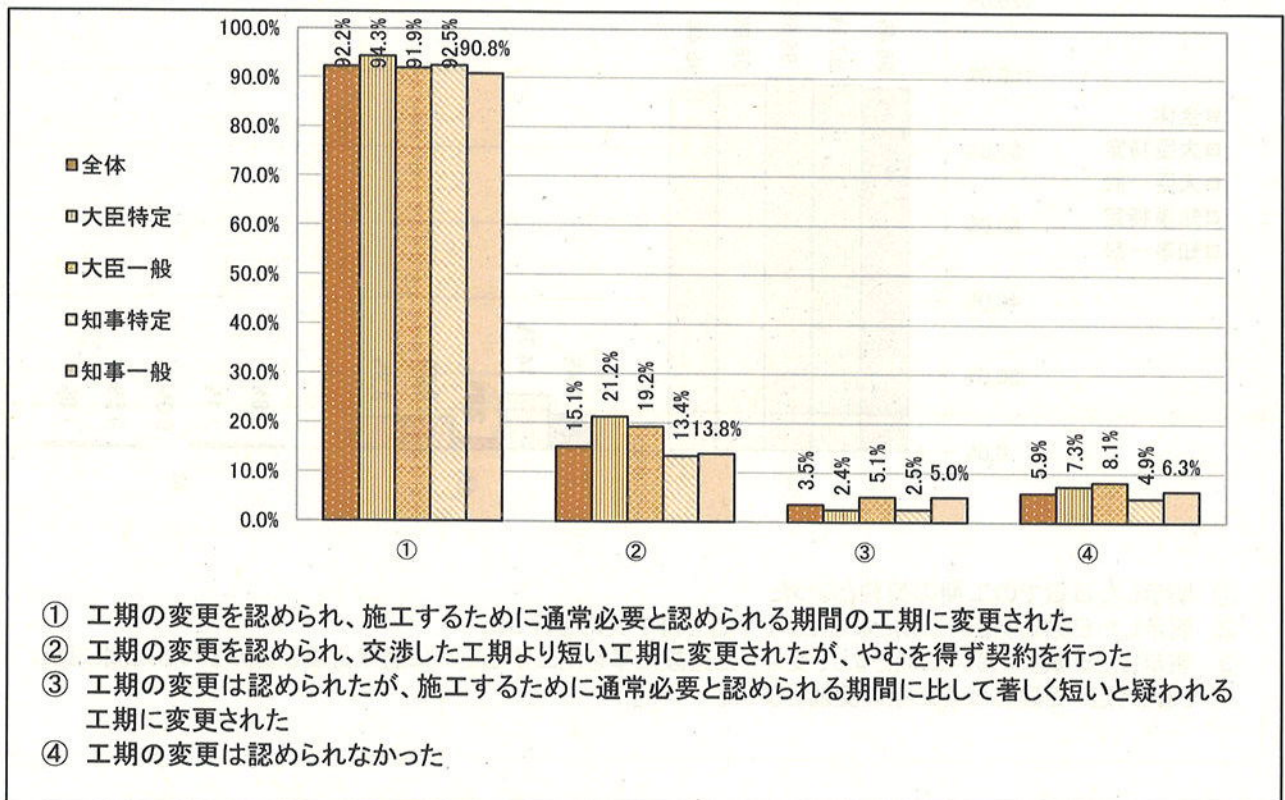
下請負人は、下請契約に定められた工期内に、受注者の責によらない事由によって工事の完成が難しいと判断した際、元請負人との工期の変更交渉を行ったことがあると回答したのは83.1%(昨年度82.1%)で、昨年度に比べ変更交渉を行ったとの割合が高い結果となりました。(図-48)

図-48 工期の変更交渉の有無



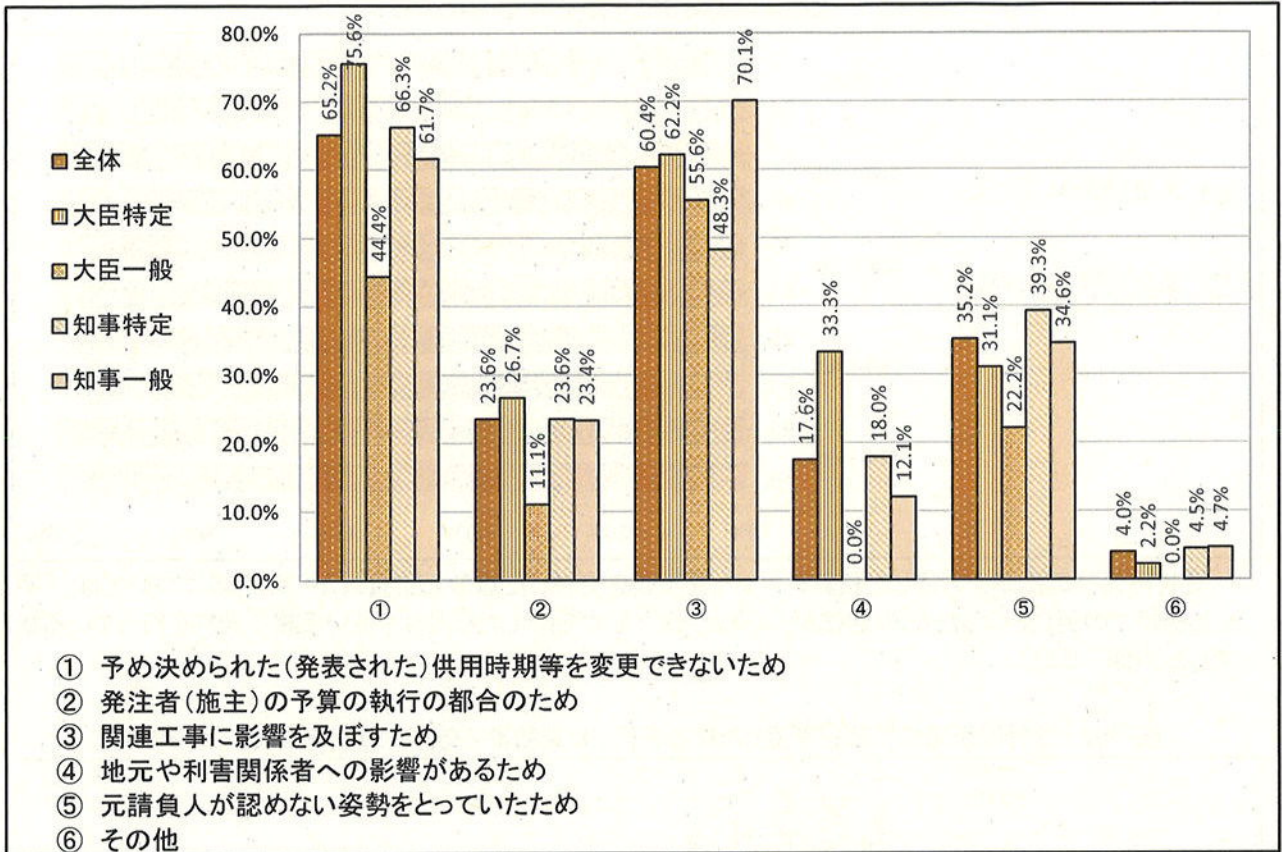
工期の変更交渉を行った際、元請負人からの対応については、「工期の変更を認められ、施工するために通常必要と認められる期間の工期に変更された」との回答が92.2%、「工期の変更を認められ、交渉した工期より短い工期に変更されたが、やむを得ず契約を行った」との回答が15.1%という結果となりました。(図-49)

図-49 工期の変更交渉を行った際、元請負人からの対応



当初契約または変更契約の際に、工期の変更が認められなかった理由については、「予め決められた(発表された)供用時期等を変更できないため」が 65.2%、「関連工事に影響を及ぼすため」が 60.4%との回答が多い結果となりました。(図-50)

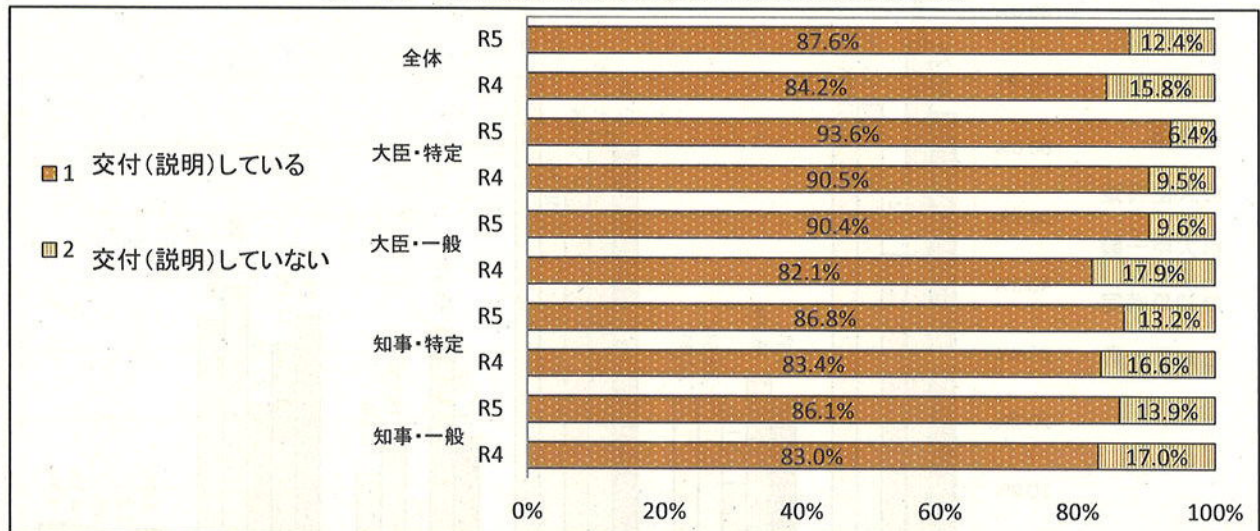
図-50 工期の変更を認められない理由



2.9 価格転嫁の状況（下請負人の立場）

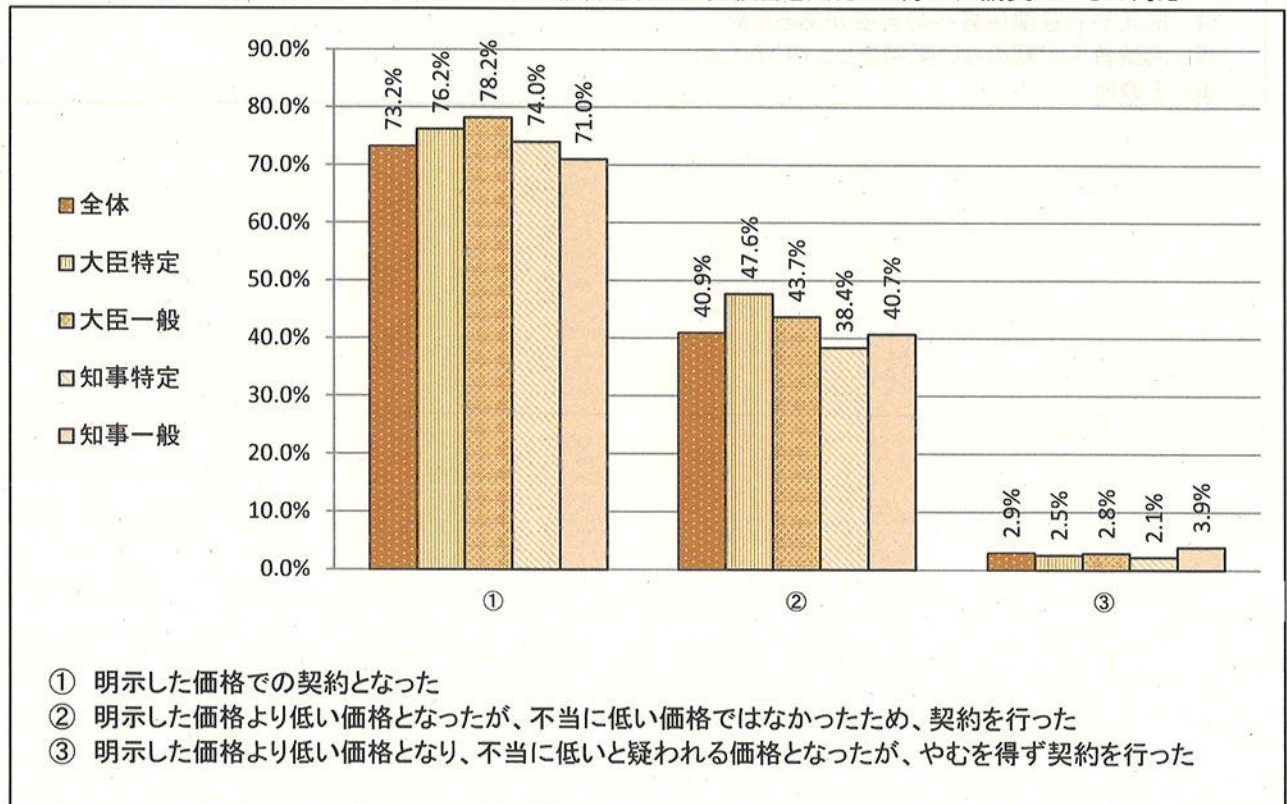
下請負人は元請負人に見積書を交付する際、資材等価格の高騰を考慮した積算を行っている（元請負人に価格高騰の説明をしている）と回答したのは、87.6%（昨年度 84.2%）となりました。（図-51）

図-51 価格高騰を考慮した請負代金の額の設定状況



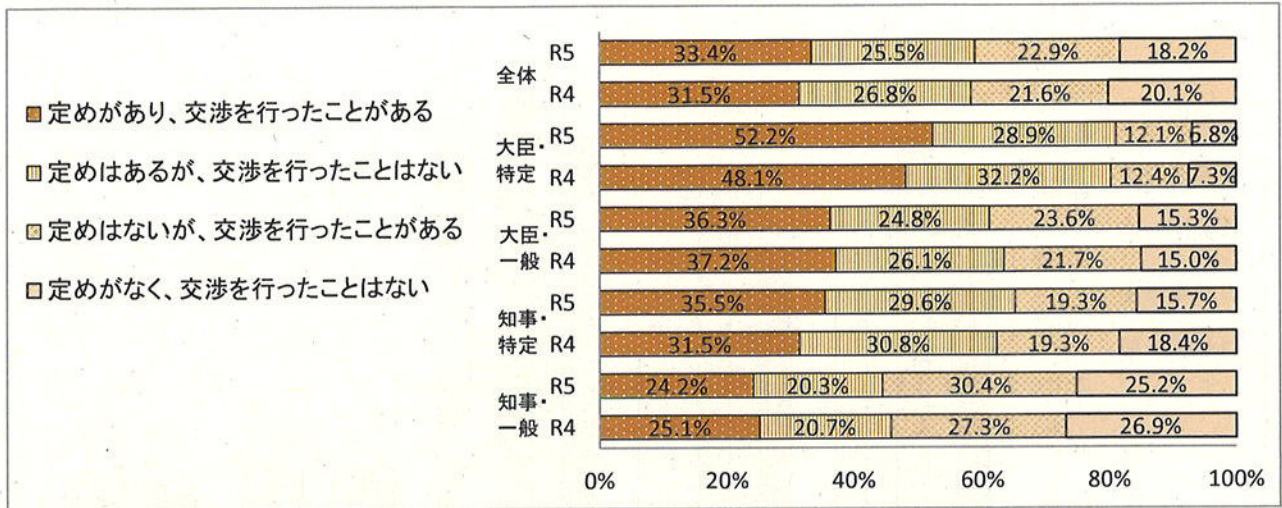
資材等価格の高騰を考慮した積算を行った見積書を交付した際の元請負人からの対応については、「明示した価格での契約となった」との回答が 73.2%と、約 3 割が明示した価格より低い価格で契約を行っている状況でした。（図-52）

図-52 資材等価格の高騰を考慮した積算を行った見積書を交付した際の元請負人からの対応



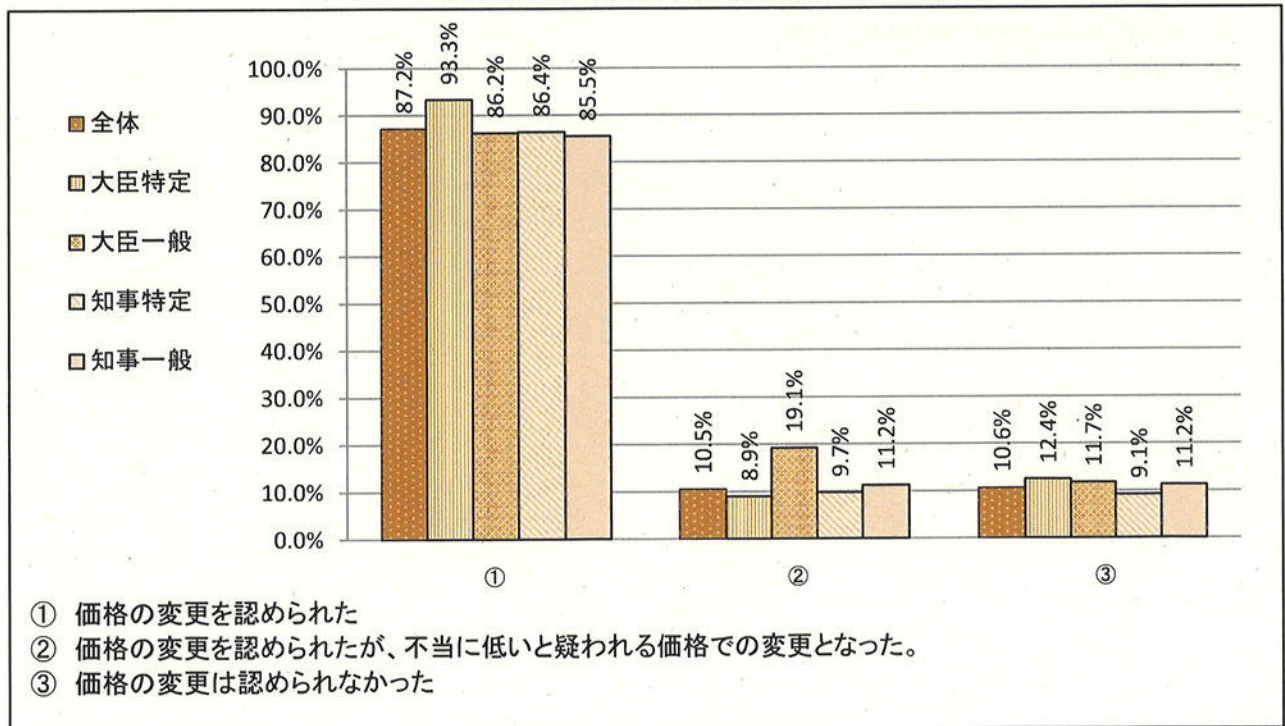
下請負人は、元請負人との契約書(注文書・請書等も含む。)に、「価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の定めがあり、価格の変更交渉を行ったことがある」との回答は 33.4%(昨年度 31.5%)、「定めはないが交渉を行ったことがある」との回答は 22.9%(昨年度 21.6%)と、約 4 割が変更交渉を行っていませんでした。(図-53)

図-53 価格の変更交渉の有無



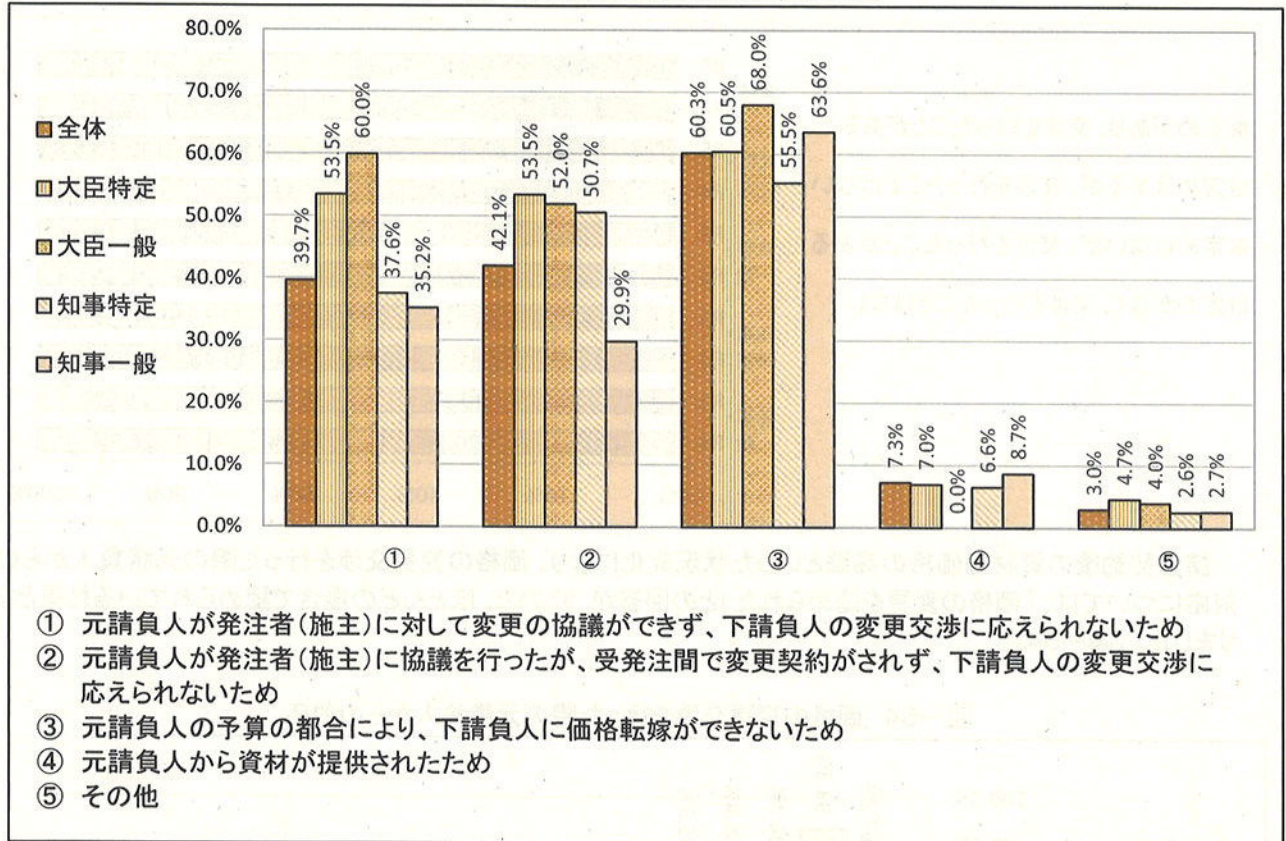
請負契約後の資材等価格の高騰といった状況変化により、価格の変更交渉を行った際の元請負人からの対応については、「価格の変更を認められた」との回答が 87.2%と、ほとんどの場合で認められている結果となりました。(図-54)

図-54 価格の変更交渉を行った際の元請負人からの対応



当初契約または変更契約の際に、価格の変更が認められなかった理由については、「元請負人の予算の都合により、下請負人に価格転嫁ができないため」が 60.3%、「元請負人が発注者(施主)に協議を行ったが、受発注間で変更契約がされず、下請負人の変更交渉に応えられないため」が 42.1%との回答が多い結果となりました。(図-55)

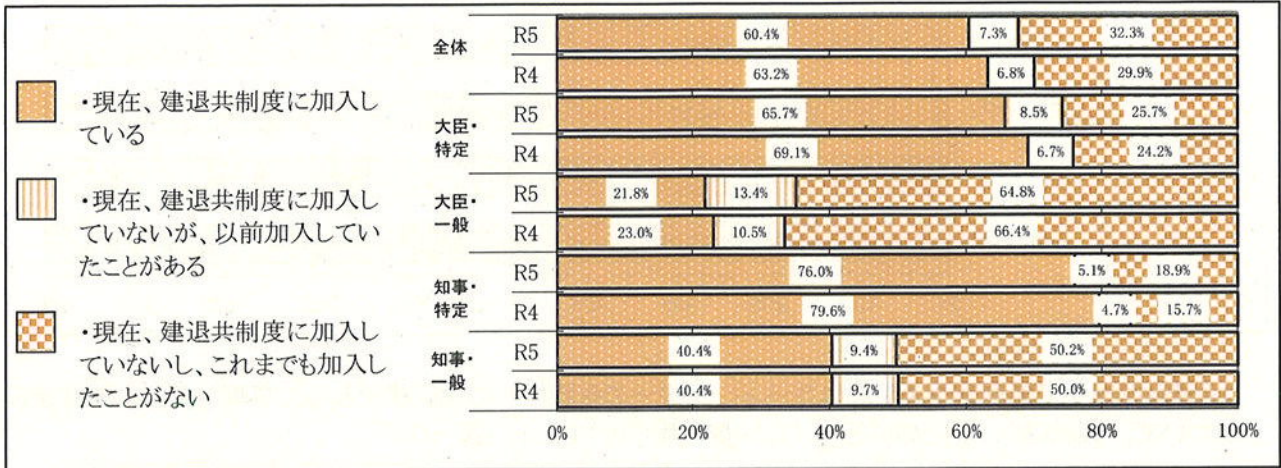
図-55 価格の変更を認められない理由



2.10 建退共・建設キャリアアップシステムについて

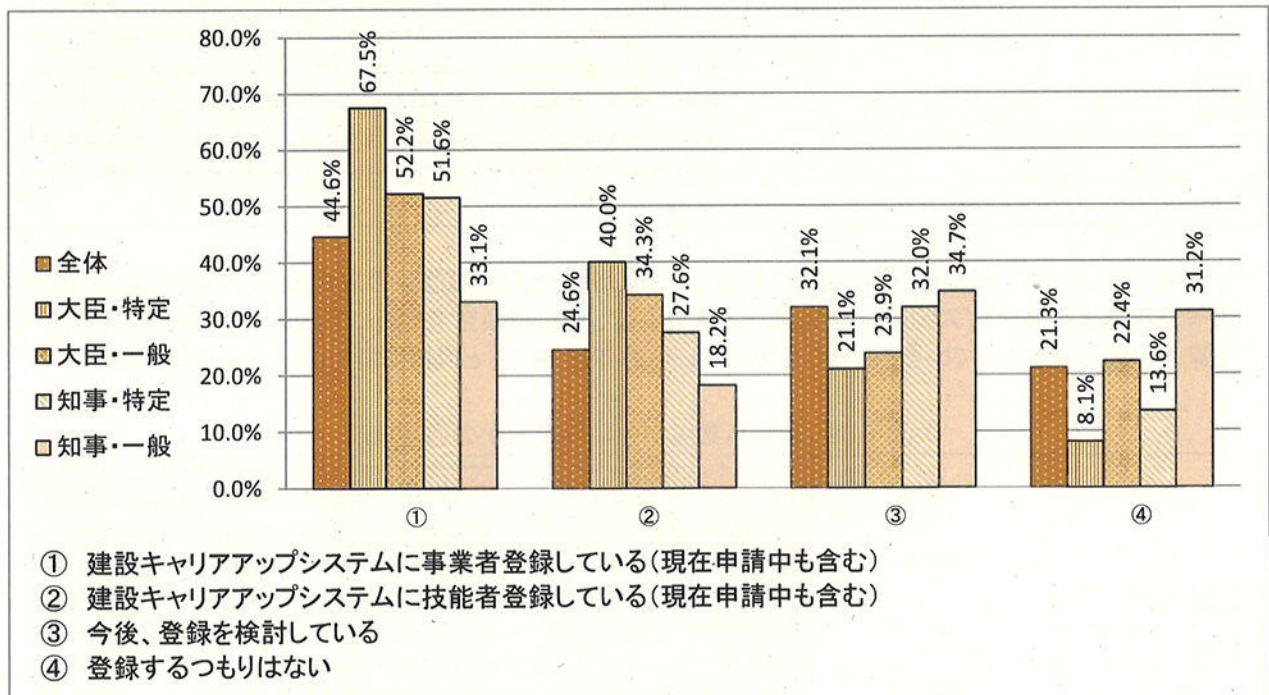
「建設業退職金共済制度（建退共制度）の加入状況」について、「現在加入している」との回答は 60.4%（昨年度 63.2%）でした。（図-56）

図-56 建設業退職金共済制度（建退共制度）の加入状況



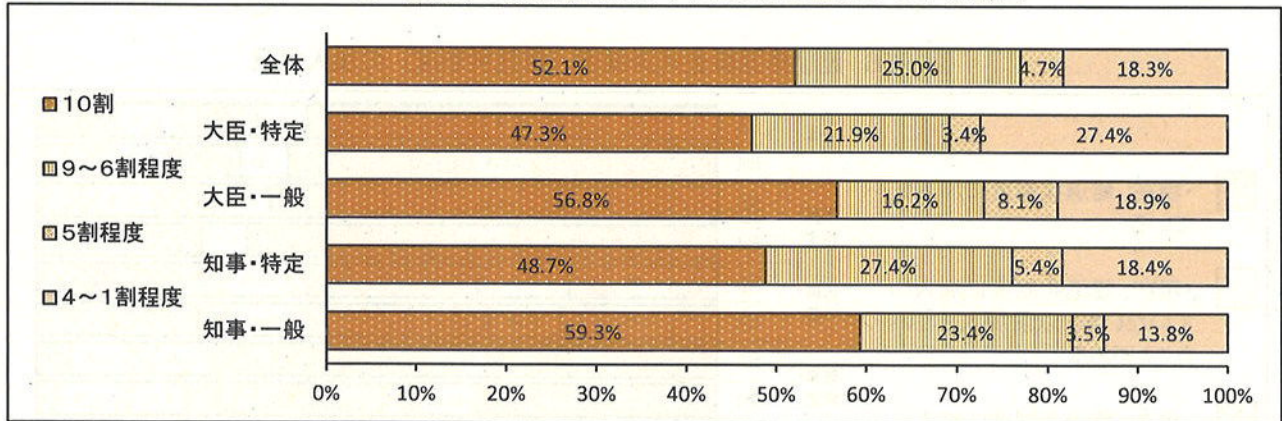
「建設キャリアアップシステムの登録（申請）状況」について、「事業者登録している」との回答が 44.6%（昨年度 38.0%）、「技能者登録している」との回答が 24.6%（昨年度 21.3%）、「登録を検討している」との回答が 32.1%（昨年度 38.6%）でした。（図-57(a)）

図-57(a) 建設キャリアアップシステムの登録（申請）状況



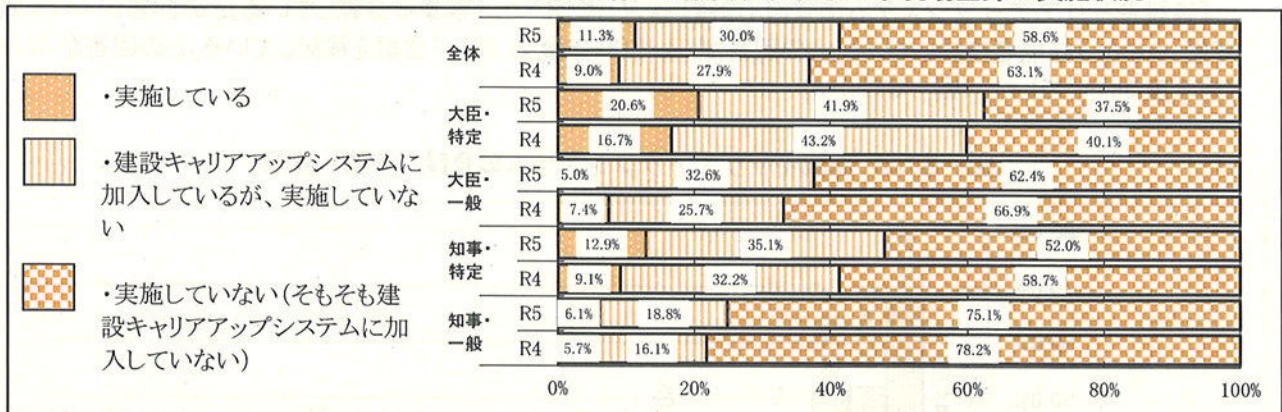
「建設キャリアアップシステムの登録（申請）状況」について、「技能者登録している」建設業者のうち、「雇用する技能労働者全員を登録している」との回答 **52.1%**(昨年度 **51.3%**)でした。(図-57(b))

図-57(b) 雇用する技能労働者に対し技能者登録している割合



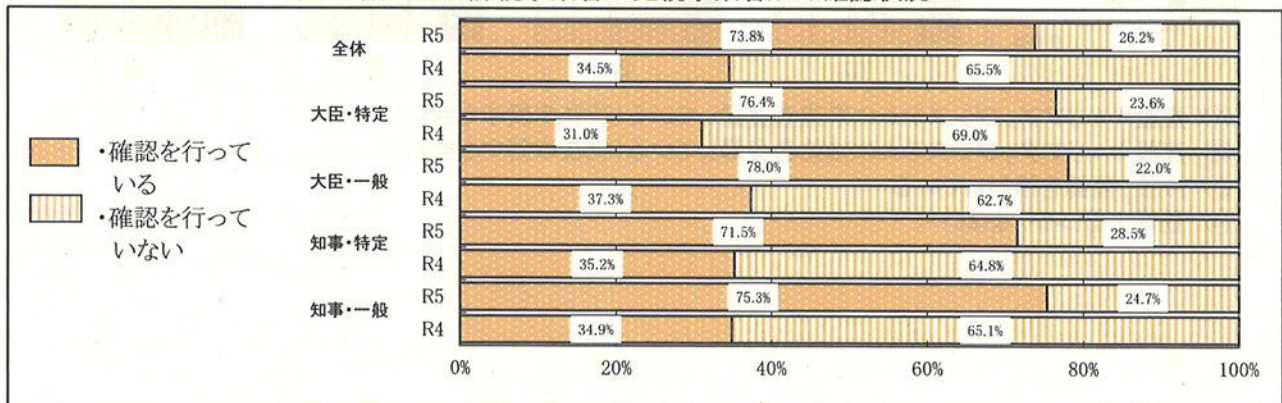
「建設キャリアアップシステムのカードリーダーの各現場への設置状況及び工事現場登録の実施状況」について、「実施している」との回答は **11.3%**(昨年度 **9.0%**)でした。(図-58)

図-58 CCUS カードリーダーの各現場への設置状況及び工事現場登録の実施状況



令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として導入された、適格請求書等保存方式(インボイス制度)に関して、元請負人は、見積依頼をする際に下請負人が課税事業者か免税事業者かの確認を行っている」と回答したのは **73.8%**(昨年度 **34.5%**)と大幅に増加しました。(図-59)

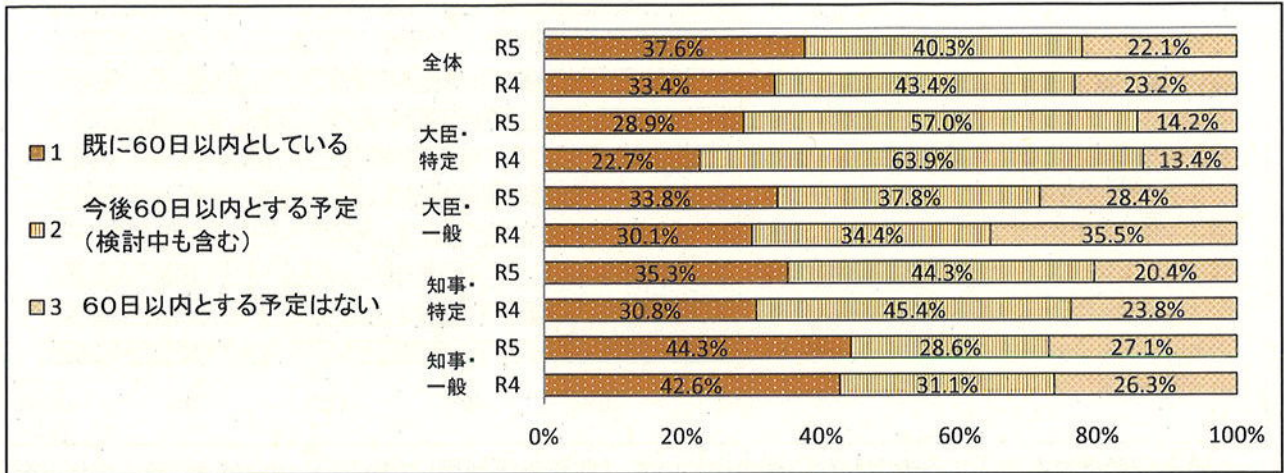
図-59 課税事業者か免税事業者かの確認状況



2.11 約束手形について

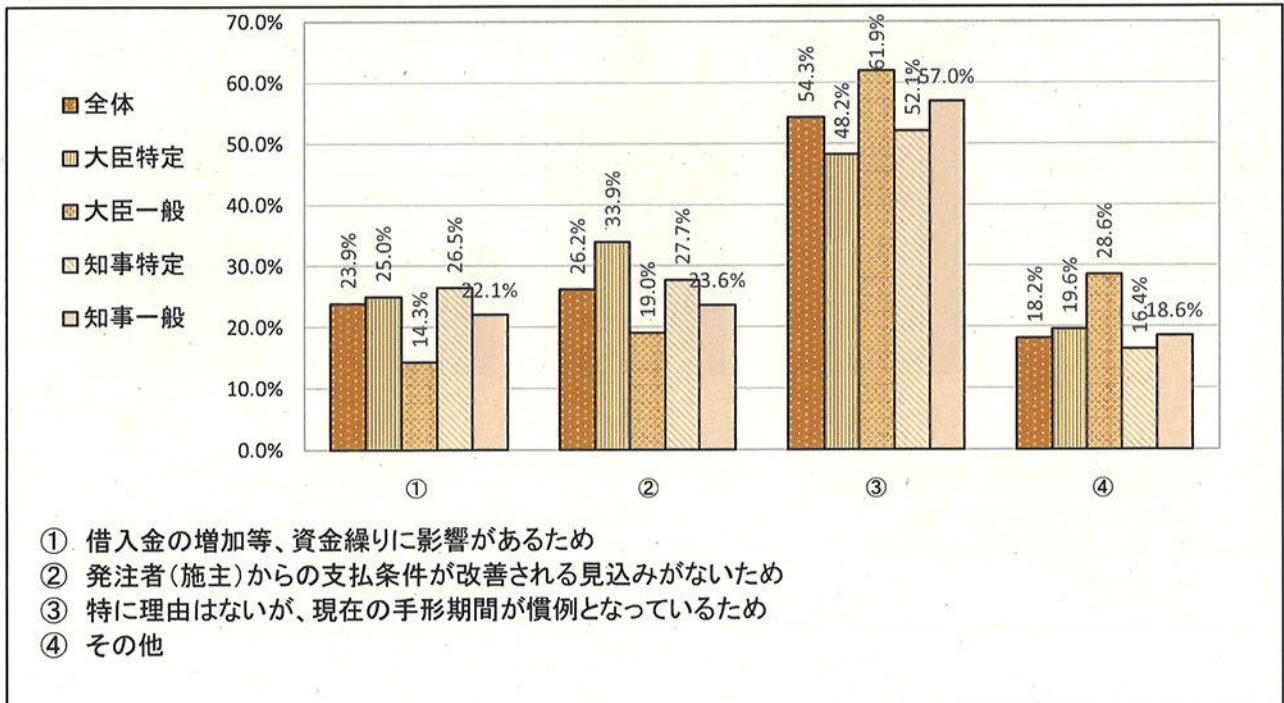
手形期間について、「下請代金の支払手段について」(令和3年3月31日 20210322 中庁第2号・公取企第25号)の要請に基づき、60日以内とすることとされていますが、「既に60日以内としている」は 37.6%(昨年度 33.4%)、「今後60日以内とする予定」は 40.3%(昨年度 43.4%)との回答でした。(図-60)

図-60 手形期間



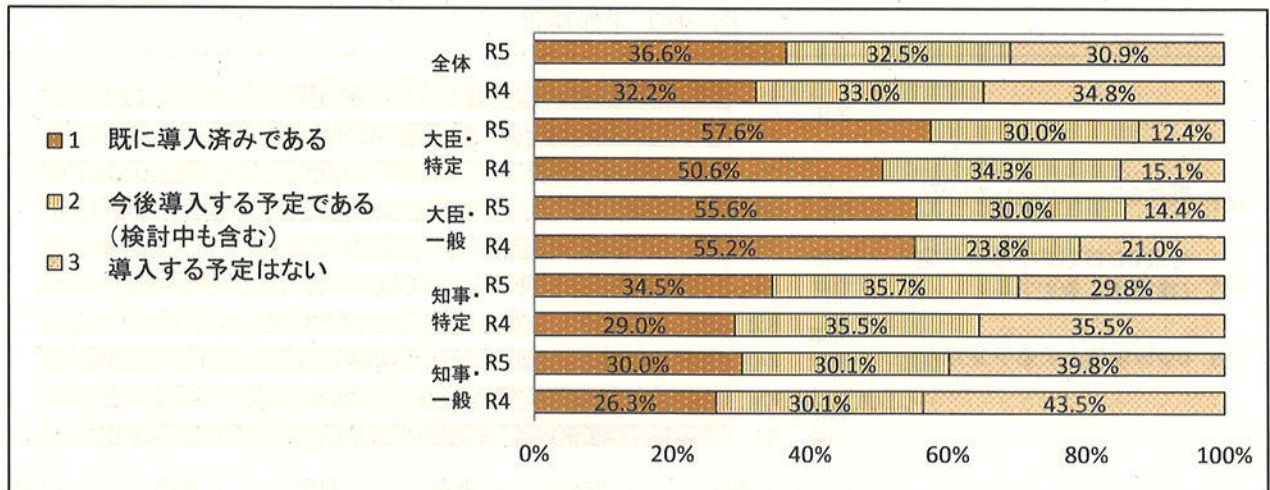
手形期間を60日以内とする予定がない理由としては、「特に理由はないが、現在の手形期間が慣例となっているため」が 54.3%、「発注者(施主)からの支払条件が改善される見込みがないため」が 26.2%との回答でした。(図-61)

図-61 手形期間を60日以内とする予定がない理由



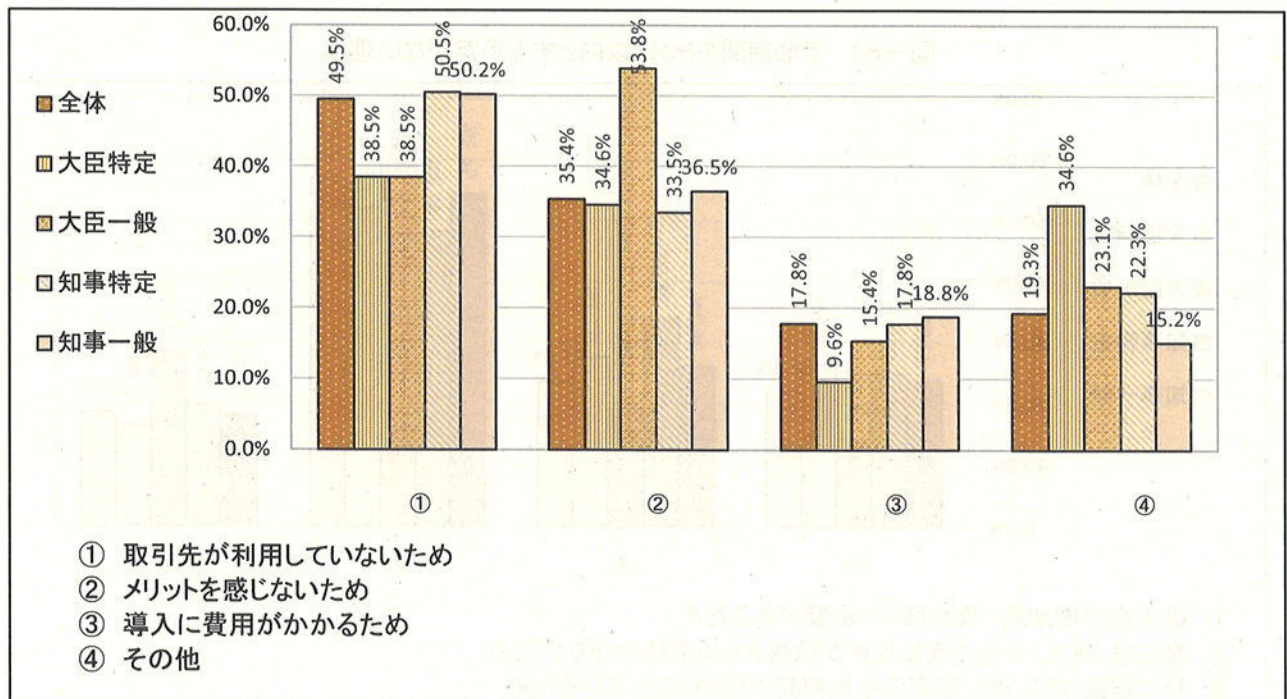
手形期間の短縮と合わせて、令和 8 年の約束手形の利用廃止に向けた取組等について、強力に推進するとされていること(「経済財政運営と改革の基本方針 2022」(令和4年6月7日 閣議決定))から、振込払い及び電子記録債権への移行等の取り組みを進めていくことが重要となっていますが、電子記録債権を既に導入済みは 36.6%(昨年度 32.2%)、導入予定は 32.5%(昨年度 33.0%)との回答でした。(図-62)

図-62 電子記録債権の導入状況



電子記録債権を導入する予定がない理由について、「取引先が利用していないため」が 49.5%、「メリットを感じないため」が 35.4%との回答でした。(図-63)

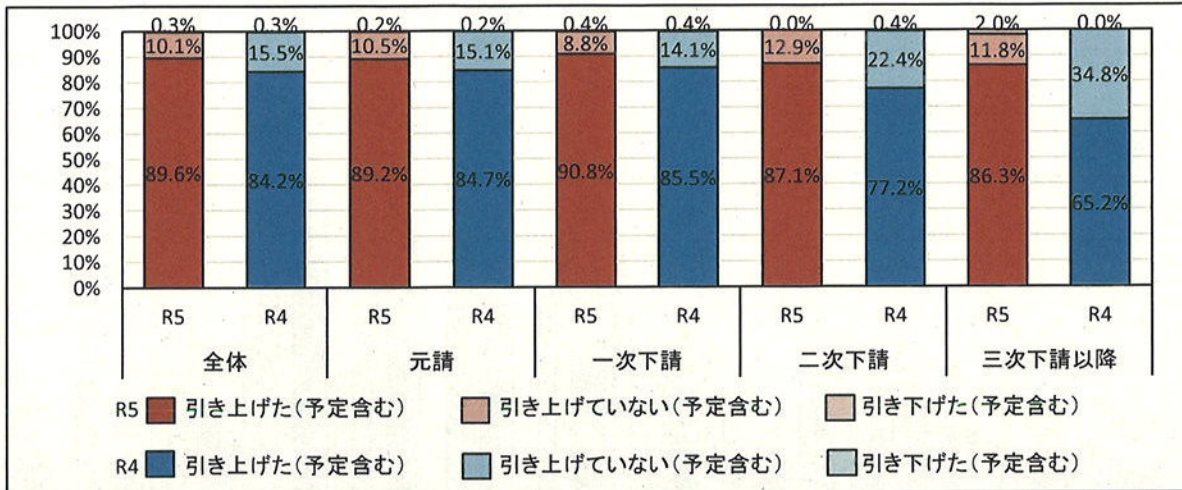
図-63 電子記録債権を導入する予定がない理由



2.12 賃金等について

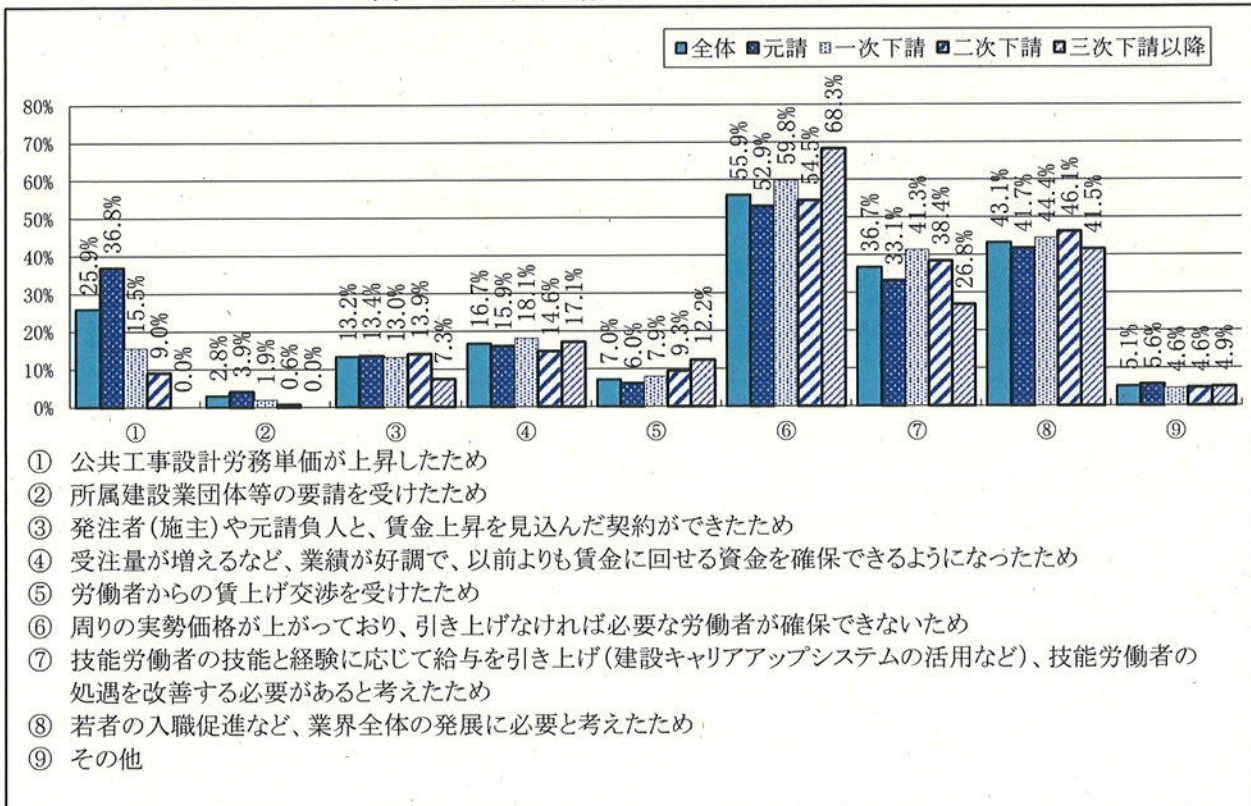
「技能労働者の賃金水準の引き上げ状況」について、「引き上げた(予定含む)」の回答が 89.6%(昨年度 84.2%)でした。(図-64)

図-64 賃金水準の引き上げ状況(立場別)



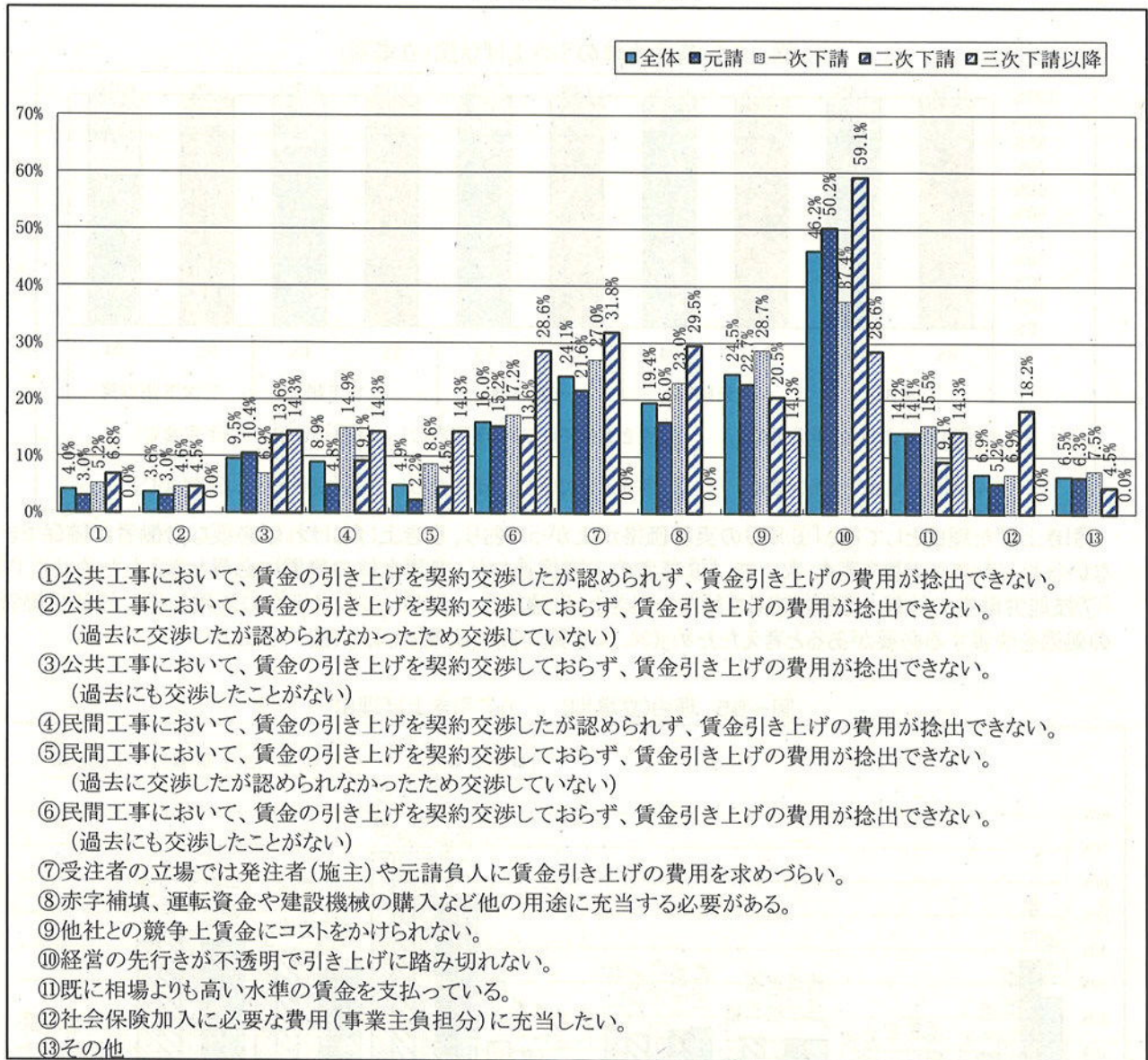
引き上げた理由としては、「⑥周りの実勢価格が上がっており、引き上げなければ必要な労働者が確保できないため」が 55.9%と最も高く、次いで、「⑧若者の入職促進など、業界全体の発展に必要と考えたため」(43.1%) 「⑦技能労働者の技能と経験に応じて給与を引き上げ(建設キャリアアップシステムの活用など)、技能労働者の処遇を改善する必要があると考えたため」(36.7%)の順で高い状況でした。(図-65(a))

図-65 理由(立場別) (a) 引き上げ理由



引き上げない理由としては、「⑩経営の先行きが不透明で引き上げに踏み切れない」(46.2%)、「⑨他社との競争上賃金にコストをかけられない」(24.5%)の順で高い状況でした。(図-65(b))

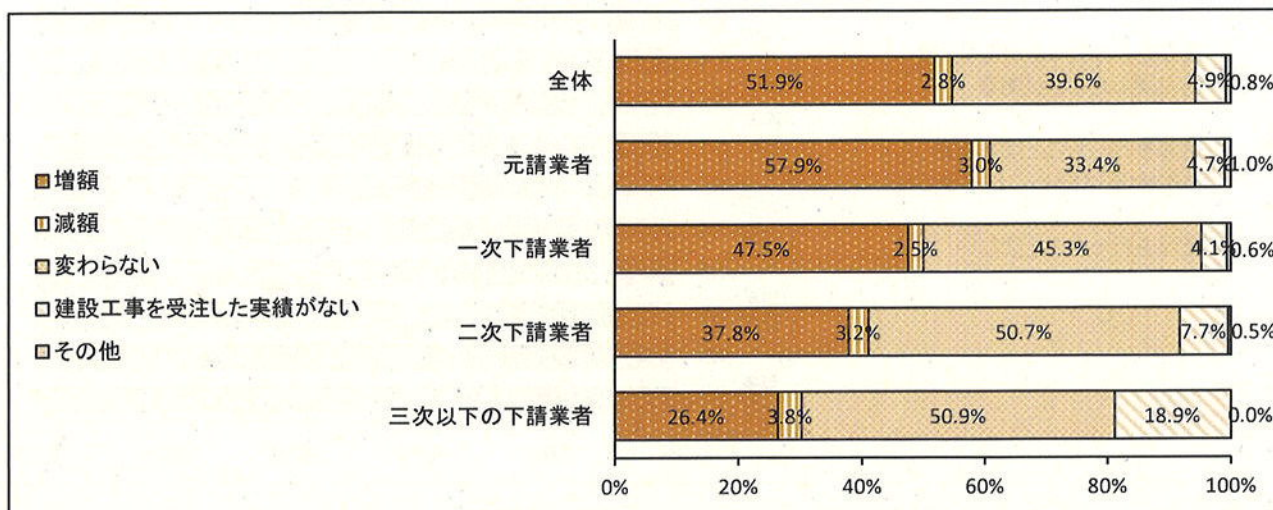
(b) 引き上げない理由



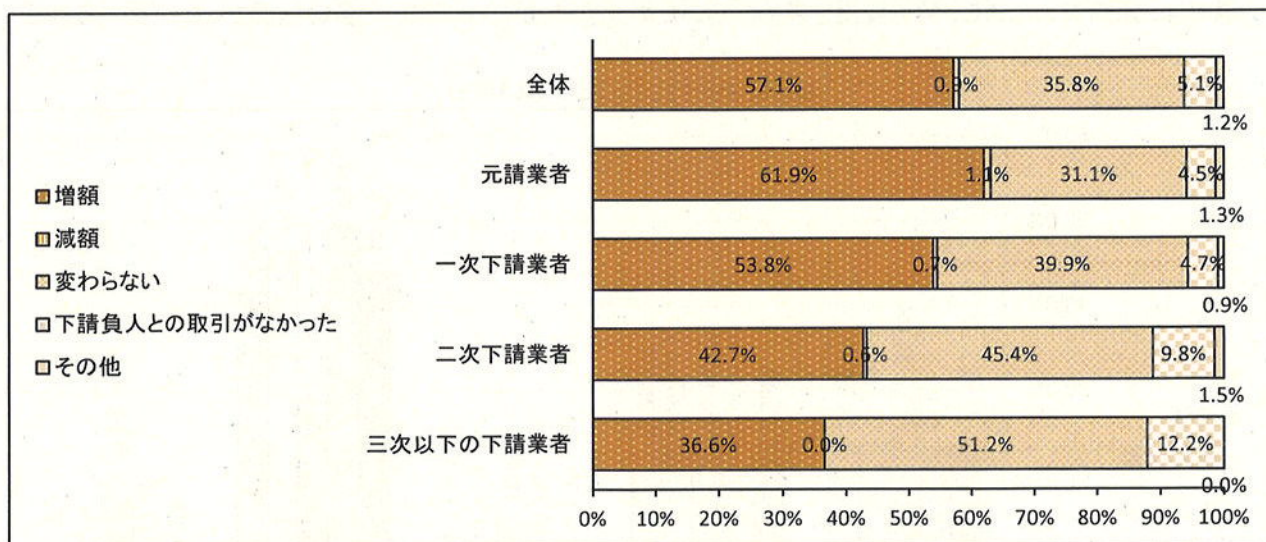
1工事当たりの「請負契約額の状況」について、令和4年7月(約1年前)以降、請負契約額を「増加した」と回答したのは、下請負人(※)の立場(51.9%)、元請負人の立場(57.1%)でした。また、下請負人・元請負人のいずれの立場においても、下の次数の建設業者ほど「増加した」の回答率が低下しています。(図-66(a)、(b))

図-66 請負契約額の増減について

(a) 下請負人(※)の立場で元請負人との請負契約額が増減したか
 ※元請業者については、発注者との請負契約額について回答

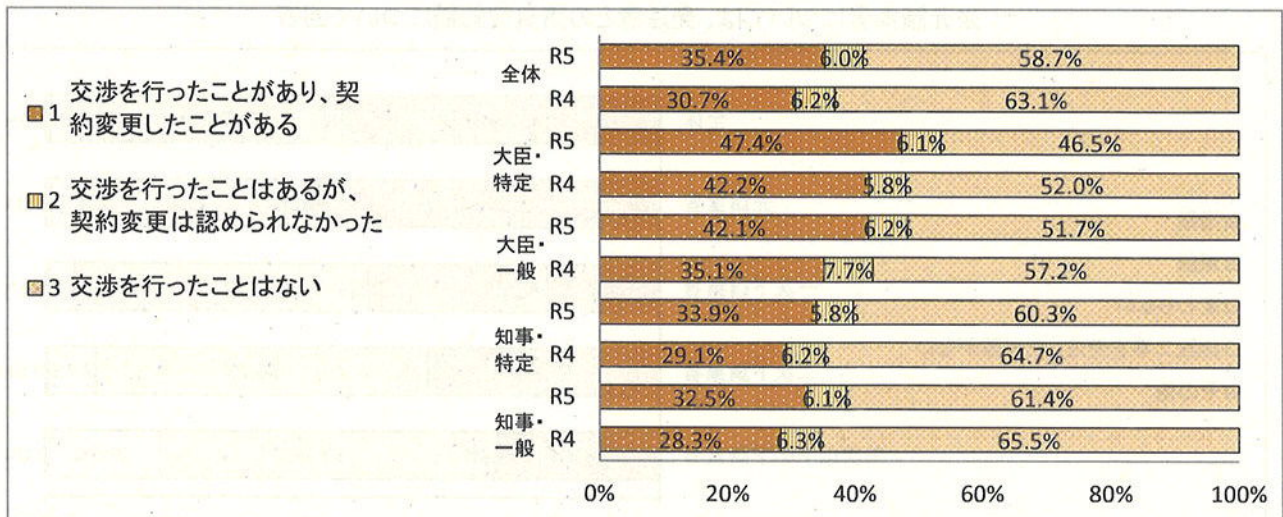


(b) 元請負人の立場で下請負人との請負契約額を増減させたか



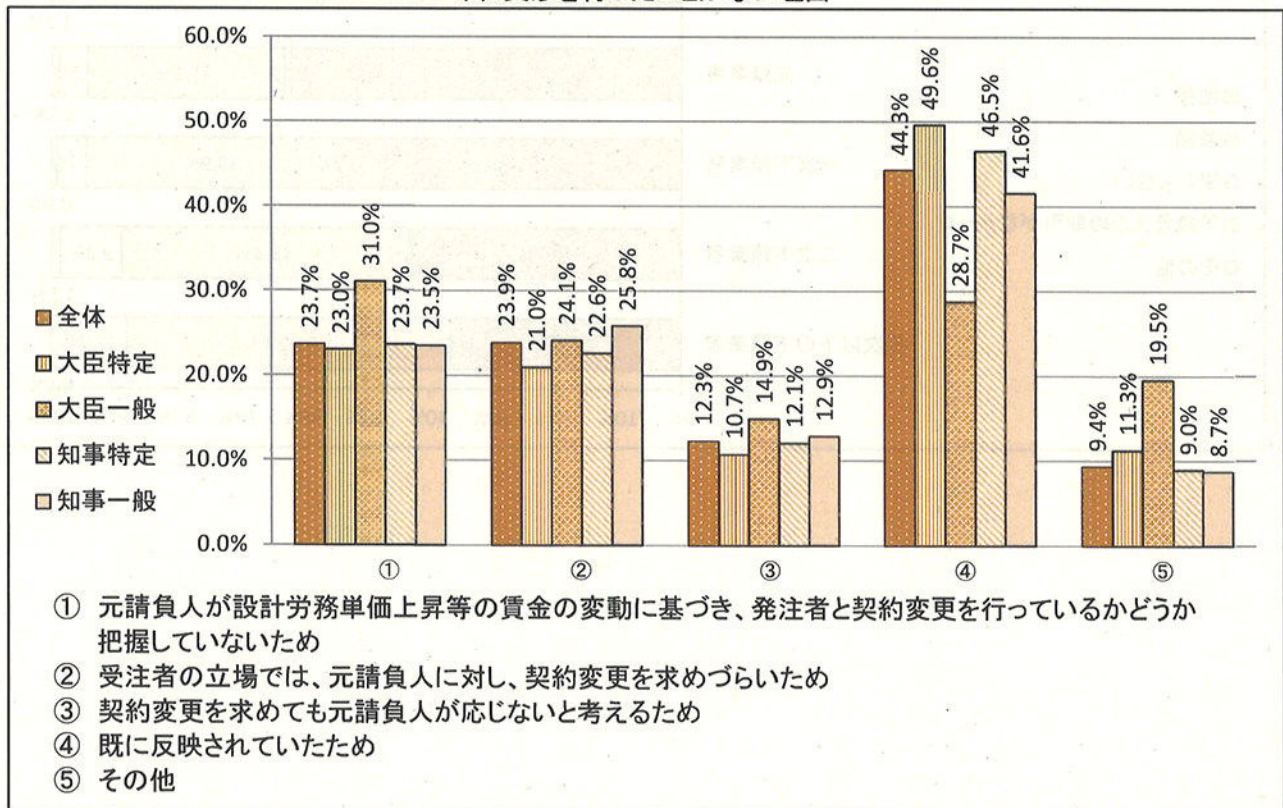
また、公共工事設計労務単価上昇等の賃金の変動に基づき、元請負人との請負代金の変更交渉を「行ったことがある」との回答は 41.4%(昨年度 36.9%)であり、半数以上が「交渉を行ったことはない」という状況でした。(図-67(a))

図-67 設計労務単価上昇等の賃金の変動に基づく元請負人との請負代金の変更交渉
(a) 交渉を行ったことはあるか



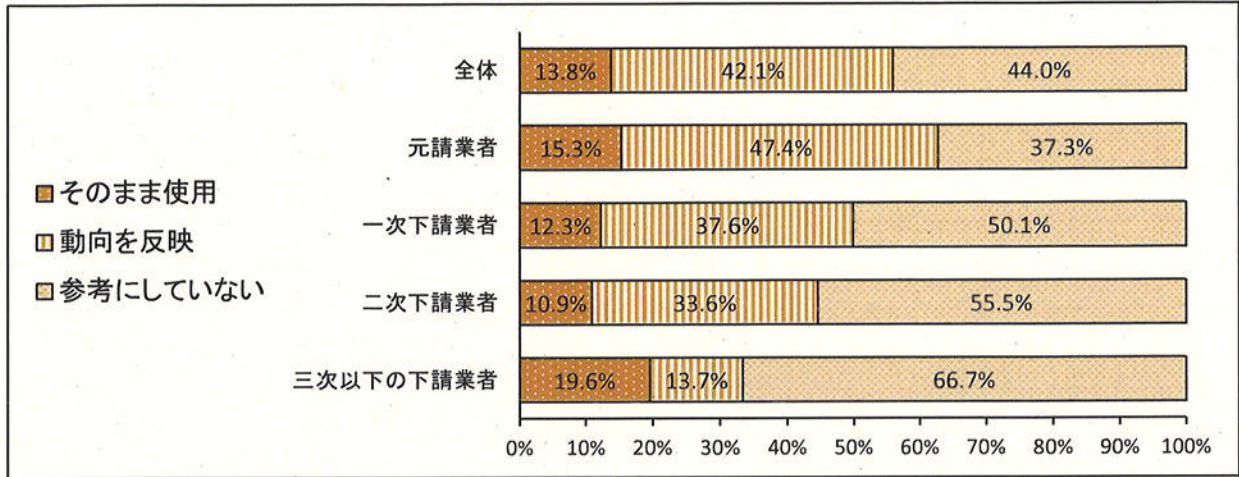
交渉を行ったことが無い理由としては、「既に反映されていたため」(44.3%)との回答が最も多く、「受注者の立場では、元請負人に対し、契約変更を求めづらいため」(23.9%)がこれに次いで多い状況でした。(図-67(b))

(b) 交渉を行ったことがない理由



国土交通省では令和5年3月に公共工事設計労務単価を引き上げましたが、これを踏まえ技能労働者への賃金水準の設定において「単価の変動等の動向を賃金に反映させている」が42.1%の回答で、「単価をそのまま使用している」との回答は13.8%という状況でした。(図-68)

図-68 賃金水準の設定において公共工事設計労務単価を参考にしているか



建設業の担い手確保のため、週休2日制の普及に向けた取り組みが行われているところです。

完全週休2日制を採用している割合は、全体で43.1%(昨年度36.3%)であり、すべての許可区分において、昨年度から増加している状況です。(図-69)

図-69 雇用する技能労働者の休暇形態

